

令和2年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和2年3月12日 午前 9時55分 開 議

出席委員

委員長	川村成二
副委員長	小倉博
委員	矢口龍人
委員	鈴木良道
委員	中根光男
委員	佐藤文雄
委員	古橋智樹
委員	田谷文子
委員	岡崎勉
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	櫻井繁行
委員	宮嶋謙
委員	久松公生
委員	櫻井健一

欠席委員

なし

出席説明者

市長	坪井透
副市長	横瀬典生
市民部長	山内美則
保健福祉部長	寺田茂孝
議会事務局長	前島嘉美
参事	木村俊夫
市民協働課長	中泉栄一
生活環境課長	廣原正則
国保年金課長	大久保勉
市民課長	加藤洋一
社会福祉課長	吉田均
介護長寿課長	齋藤正通
健康づくり増進課長	川原場宗徳

子ども家庭課長 幕内 浩之
会計課長 横田 茂

出席書記名

検査管財課 出沼 渉
国保年金課 石井 貴大
議会事務局 檜山 宏美
議会事務局 澤田 幸一

議 事 日 程

令和2年3月12日（木曜日）午前 9時55分 開 議

1. 議案の審査

- (1) 議案第 2号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第 3号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (3) 議案第 6号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第 8号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）
- (5) 議案第 9号 令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- (6) 議案第10号 令和元年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- (7) 議案第11号 令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第4号）
- (8) 議案第12号 令和2年度かすみがうら市一般会計予算
- (9) 議案第13号 令和2年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- (10) 議案第14号 令和2年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- (11) 議案第15号 令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計予算

開 議 午前 9時55分

○川村成二委員長

おはようございます。

定刻前ではございますが、おそろいですので委員会を始めさせていただきます。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから、昨日に引き続き、令和2年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

本日の日程につきましては、本日配布しました修正版審査予定表のとおり進めさせていただきます。

初めに、議案第8号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、会計課所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

会計課から、特に補足説明等はございませんか。

○会計課長（横田 茂君）

補正予算減額でございまして、この内容についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、臨時職員の採用の見送り及び収納情報データ作成の手数料分の余裕分を減額したということでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

何か理由があったのですか。

○会計課長（横田 茂君）

臨時職員の採用につきましては、まず、当初予定していたのが3カ月ということでした。また、なかなか3カ月では思うように手が挙がってこなかったということと、あとは企業会計に下水道事業と農業集落排水事業が移行されました。それによって、伝票の数も、会計課としては以前よりもかなり減ったということで、これまでの人数で対応したということだと思います。

○佐藤文雄委員

3カ月の募集をしたけれども来なかったというのが一番大きな理由に思うのですが、あとは今、下水道会計、今回はもう最初から決まっているんだよね、公会計はね、去年、おととしからでしたか。だから、一番の理由は3カ月の募集をしたけれどもいかなかったというのが大きな理由じゃないですか。

○会計課長（横田 茂君）

3カ月ではなかなか応募者の同意が得られなかったということが、一番大きな理由です。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第12号 令和2年度かすみがうら市一般会計予算のうち、会計課所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

会計課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項等がございますか。

○会計課長（横田 茂君）

歳入につきましては、これまで同様でございますので、何ら変わりありませんが、予算書36ページの歳出でございますが、これまでと比較して、大きく予算が減額になってございます。

臨時職員の計上を見送ったこと、さらに、先程申しました収納情報データ作成の手数料が、徴税費のほうに移管になっておりますので、その分が大きく減額となっております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第2号 かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から、特に補足説明等ございませんか。

○市民部長（山内美則君）

おはようございます。

それでは、議案第2号でございます。かすみがうら市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案集は18ページ、議案概要書は7ページでございます。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

国の制度が変わったということで改正になった部分ですが、これまでなぜ、逆に、意思能力を有する成年被後見人からの印鑑登録の申請が受け付けられなかったのでしょうか、質問ですけれども、それは分かりませんか。

○川村成二委員長

どちらですか。分かる範囲で答弁してください。

○市民課長（加藤洋一君）

詳細については把握はしておりません。申し訳ございません。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

続きまして、議案第3号 かすみがうら市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案集では19ページ、議案概要書では8ページでございます。

補足説明は特にございません。よろしくをお願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この条例の改正に至った経緯など、例えば、具体的に、当かすみがうら市ではこういう問題があったんでどうしてもこれは必要だという例がありましたら、教えてください。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちら市街化区域については、これまで適用除外としていたものでございます。これについては以前から協議をしまして、また、近年ゲリラ投棄等もあり、市街化区域等においてもそのようなことが想定されることから、今回の改正に至ったものでございます。

○佐藤文雄委員

具体的な例はないということですね。市街化区域が主に今回の改正のポイントだということですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

文言的によくわからないのが、一部事業のみ事前協議を要しない内容とする、この意味がよくわからないのですが、教えていただけますか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらは、一部事業とは、都市計画法の第29条の規定による市街化区域内のことでございまして、市街化区域内などで行う事業を、一部事業のみ事前協議は要しないこととするものでございまして、開発行為に関わる部分を一部事業のみの事前協議は要しない部分としたものでございます。

○佐藤文雄委員

例えば、こういう問題があるのではということを教えてもらって非常に、文言だけだとわからないので、例えば、こういうことがあるということを想定していますよというのだとわかりやすいですね。

○生活環境課長（廣原正則君）

これまで、開発行為を絡む市街化区域等でのものについては、この残土条例の適用は除外しておりました。ですが、今後、ゲリラ投棄等が、市街化区域では今のところないですが、今後そういったことも想定されると。市街化区域の中での残土の投棄も想定されると。投棄というか残土で開発行為を行うことも想定される。そういったことからこの改正に至ったものでございます。

○佐藤文雄委員

それと事前協議云々というのは、どういうことなのかということですがけれども。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらは、申請については必要にしたということですが、事前協議については開発行為が絡むものについては必要ないと、それは除外するということです。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第6号 かすみがうら市空き家等の適正管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてでございます。

議案集では30ページから33ページ、議案概要書では13ページでございます。

補足説明は特にございません。よろしく願いいたします。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございますか。

○市民部長（山内美則君）

議案第8号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち市民部所管につきまして、初めに市民協働課に係る事業につきまして、中泉課長から説明をいたします。

○川村成二委員長

それでは説明を求めます。

○市民協働課長（中泉栄一君）

それでは、市民協働課所管の2つの事業について、今回減額補正をさせていただきます。

まず1つ目が、議案集51ページ、2款、1項、2目、03市民参画事業（政策）、19まちづくりファンド助成事業補助金4496万8000円の減額補正となります。

まちづくりファンドにつきましては、市民団体やNPO法人が自主的に取組む、まちづくり活動に対して、市民協働の視点から市が連携支援するものでございます。その補助金の原資は、民間都市開発機構とかすみがうら市が拠出した地域づくり基金となっております。

今回の減額補正の理由といたしまして、平成30年度末の審査会で平成31年度事業として認定となった事業のうちの2つの事業、これはハード、ソフトからすると2事業者による4事業が、都市計画法やNPO法など法令手続き等に時間がかかり、平成31年度は事業執行にまで至らなかったことと、概算見込で取っておいた事業が事業化にまで至らなかったことによるものでございます。

なお、平成31年度事業執行にまで至らなかったこの2つの認定事業につきましては、現在、法令などの手続きを進めておりますので、令和2年度中には着工できる見込みでございまして、今回減額補正した分を令和2年度予算に再度計上させていただいております。

2つ目といたしまして、次のページ、52ページ、2款1項14目、13移住定住・結婚支援事業（政策）262万7000円の減額補正をさせていただきます。

その中の8節成立記念品につきましては、今年度開設いたしました婚活サポートセンター主催のカップリングパーティーやお見合いなどでカップルとなった2人の交際を見守るために、交際半年、1年の記念日にセンターに報告に来てくれたカップルにプレゼントを差し上げるためのものでございます。単に交際の様子を追跡するというだけでなく、結婚へ踏み切れないカップルに勇気を与えるアドバイスなどを、その際にしております。その効果もありまして、今年度はカップリングパーティーとお見合いで計2組が成婚ということになりました。

しかしながら、カップリングパーティーのほうは、カップルになる人数は多いですが、その後交際にまで至らないケースが多く、報告に来てくれるカップルが少ないということで、今回の22万7000円の減額補正ということになっております。

その下の19節移住支援事業費補助金は、空き家バンクを利用した定住者へのリフォーム補助金40万円と、平成30年度に実施しました移住体験ツアーや婚活サポートセンターの取組みを通じての本市への移住定住者への家賃補助60万円を予算計上しておりましたが、空き家のほうは本年度は申請がなかったこと、家賃補助のほうは制度構築にあたり、年度をまたぐなど補助制度確立が困難なことや、地方創生移住支援金など国や県の同様の補助金にシフトしていくこととしたため、制度の制定自体を見送っております。現在、空き家バンクの登録件数が1件ということでございますので、その1件分20万円を残して、80万円を減額補正させていただくものでございます。

その下の19節地方創生移住支援金は、国、県の補助金を活用して、首都圏居住者で茨城県での移住・就業や移住・起業する方を支援する制度でございます。本市もその相談窓口の一つとなっておりますが、今年度は現段階では見込みがないため、また令和2年度も同事業を継続することから、今後年度内に相談申請などがあった場合には、令和2年度予算で対応できるため全額160万円を減額補正させていただきます。

○川村成二委員長

それでは、市民協働課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

先程の13節移住定住・結婚支援事業ございましたね、これは例えば、下稲吉地区に800人近い外国人もおられますけれども、そういう方たちの対応も含まれているのですか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

多文化共生の施策につきましては、本市において遅れている部分でございますけれども、今年度か

らこの移住定住・結婚支援事業の中で多文化共生に関する取組などをしております。

○矢口龍人委員

この移住定住の減額補正ですけれども、これ実績を今お話聞いていると、ほとんどなかったようなお話でしたけれども、もう一度実績を教えてくださいませんか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

今年度は、移住定住の観点から取り組んだ婚活サポートセンターにつきましては、実際に成婚となったのが2組、そして現在交際しているカップルの方が5組ということで、あとは登録者数も今年間の目標を既に達成しておりまして、そちらにつきましては幸先のいいスタートを切ったと考えております。先ほどご質問のあった多文化共生につきましては、今年度、外国人の方に対してアンケートを取りまして、その結果を踏まえて外国人市民生活ガイドブックを現在作成しております。

来年度は、後ほど予算で説明させていただきますけれども、多文化共生の施策として色々な取組を来年度計画しているところがございます。

また、いわゆるI J Uターン希望者への対応につきましては、先月有楽町にある回帰支援センターのほうの移住イベントのほうに参加をいたしまして、その際に就農希望者の方、田舎での就農を希望している方と面談をさせていただきました。実は、昨日そのご夫婦の方が本市を訪れていただきまして、本市で推進している果樹の第3者継承の現場見学、話し合いなどをさせていただいております。

今年度から始まった事業でございますけれども、順調に事業は推進していると考えております。

○矢口龍人委員

ただ、地方創生の移住定住に関しての実績はまだないということですか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

地方創生の移住の実績というのはどういうことを言われていらっしゃるのでしょうか。基本的に、この前説明を全員協議会でさせていただきました、地方創生で説明させていただいた移住支援の移住定住の中では、婚活の事業がその位置づけになっておりまして、そういった形で現在推進をしているところです。

○宮嶋 謙委員

ちょっと関連して、ご成婚が2組、実績としてあったということで、その新しいカップルの方は市内に住んでいただけということでしょうか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

男性の方が両方も市内の方で、女性の方は1人が水戸市の方、もう1人が土浦市の方で、両方も市内に転入していただいて結婚という形になっています。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、生活環境課に対する質疑を進めます。

説明を求めます。

○生活環境課長（廣原正則君）

それでは、私から説明をさせていただきます。

議案集 54 ページをご覧くださいと思います。

4款、1項、6目、05公害防止対策事業（政策）は88万5000円を減額するものでございます。13節河川水質等調査業務委託を41万8000円、臭気測定調査委託を46万7000円減額します。いずれも予定した額よりも低額で契約できたことによるものでございます。

また、同じく09一般廃棄物処理事業（政策）998万7000円を減額します。13節家庭系一般廃棄物収集業務委託670万7000円を減額します。こちらは、予定した額よりも低額で契約できたことによるものでございます。また、19節震台厚生施設組合負担金は328万円を減額します。予定した還元施設基本実施設計業務を本年度実施しなかったことから、減額し、来年度に実施することとしたこと、並びに職員給与の負担金に増額があったことから補正をするものでございます。

議案集55ページに移りまして、8款、4項、1目、09神立駅周辺整備事業（政策）については348万2000円を減額します。神立駅自転車駐車場については、2月1日リニューアルオープンしました。今回の補正については、仮設自転車駐車場の撤去費用が予定した額よりも低額で契約できたための負担金の減額補正となります。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、生活環境課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

家庭系一般廃棄物の収集業務委託をするときには、日数とか色々積算をした中で委託をする、結果的にその実質的にその数字が少なくなっているということを見越して委託費を減らしたということでしょうか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらについては、ただいまの委員のおっしゃるとおり、収集日数であるとか、集積所数であるとか、ごみの量とかも勘案しまして、予定価格ということで見積りをするところでございますが、見積りが出てきた額がそれよりも低額であったために、今回の減額補正になったところでございます。

○佐藤文雄委員

そういう意味でいえば契約差金と認識してよろしいかと思うのですが、実際もう今度は令和2年度でどのぐらいは、見ればわかると思のんですが、大体1億円ぐらい、これが家庭収集委託になっているのですか。この補正予算前の予算は幾らぐらいだったか、教えていただけますか。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午前10時21分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前10時22分]

答弁を求めます。

○生活環境課長（廣原正則君）

家庭系一般廃棄物収集業務委託で、令和元年度当初予算については1億2238万7000円であります。

○佐藤文雄委員

それから、震台厚生施設組合の負担金の減額は、いわゆる関連施設、温浴施設ともいえるのですか。老人福祉センターみたいな、これが設計をしようと思ったけれども先送りになったと。その分の予算の当市の分担金のマイナスということですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

そのとおりでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

続いて、国保年金課に対する質疑を行います。

説明を求めます。

○国保年金課長（大久保 勉君）

歳入ですが、議案集 47 ページの国庫負担金、議案集 48 ページの県負担金でございますけれども、国民健康保険事業後期高齢者医療事業費の保険基盤安定負担金が確定したことにより、これが減額となりました。これによりまして、国・県の負担分が確定したことによりまして減額補正をさせていただきます。この減額に伴って、歳出に影響があり、議案集 53 ページでございますが、それぞれの特別会計の繰出金が減額となっております。また、茨城県後期高齢者医療広域連合負担金が確定しましたので、こちらの減額補正をさせていただきます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、議案第 9 号 令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）のうち、市民部並びに保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、健康づくり増進課所管の予算につきまして、特に補足説明等はございますか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

議案第 9 号 令和元年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）のうち保健福祉部健康づくり増進課所管の部分について、川原場課長から説明させていただきます。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

健康づくり増進課におきます国保特別会計の補正の内容につきまして、特定健康審査等事業費の特定健康診査事業につきまして補正をお願いするものでございます。

経費の内訳としましては、議案書 67 ページをご覧ください。

歳出で、6 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費、1 目特定健康診査等事業費、13 節委託料でございます。内容につきましては、当初予算におきまして 2885 万 2000 円、特定健康診査等受診料、委託料のみの予算を計上しておりました。受診者数が当初見込みより少なかったことから、減額補正をお願いするものでございます。当初見込みの人数 3,360 人に対して 761 人の減を見込んでおります。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

非常に重大に受け止めなければいけないんじゃないかと思うんですね。今聞きましたら、対象人数が3,300人ぐらい、マイナスで700人超えたような中身ですが、当初の計画からいうと、人数何パーセント減になりますか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

当初、令和元年度の対象者数は8,400人を見込んでいまして、目標値が40%で3,360人を計上してございました。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午前10時28分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前10時29分]

答弁を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

失礼しました。22.6%の減となります。

○佐藤文雄委員

当初の目標が、これ国民健康保険の中で特定健診を重視すると、大体目標値を出しているんですね。その目標値そのものは、いわゆる国とか県とかそういうところから出されたものを基にしてつくられているように思うのですが、この目標値というのは何パーセントになっていますか。例えば、60%まで目標にしないとかという何か指導指針か何かがあったのではないんですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

県では、資料はないですけれども、市では一応目標数値としましては50%を考えてございました。

○佐藤文雄委員

一応ね、市は50%だと思いますが、国とか県とか、そういうところの目標値もこれは高いと思うんです。やはりこれ特定健診を徹底するようにとしているわけですね。そうしないと、重症化の問題じゃないけれども、重症化しちゃいますから、ここが一番大事なんです。これは来年度というか令和2年度でも、同じような金額になっているかなと思いますけれども、やはりそこは十分に、これを反省して、なぜこういうふうに減額、これ22.6%も下がっているというのは非常に大きいと思うんですね。その点はちゃんと確認しておいたほうがよいと思います。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

今後、確認しながら行っていきたいと思います。

○宮嶋 謙委員

関連しますが、後ほどでもいいですけれども、資料いただきたいのは、ここ数年の受診率の経過ですね。いただければと思いますが、どうでしょうか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

国保連で出されている内容の実施状況で、今現在、平成26年度から平成30年度で出ている数値でご説明させていただきますと、平成26年度が41.3%で、すみません。

○川村成二委員長

今は補正予算の審議ですので、詳細な説明は資料を提出していただければよろしいかと思います。もし、直近の数字がわかれば、それだけを報告していただければ、審議は進められると思いますので、対応してください。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

失礼しました。直近で平成30年度の数値で39.2%、平成29年度で39.1%でございます。

○川村成二委員長

資料提出については、いかがされますか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

後ほど提出させていただきたいと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、国保年金課所管の予算につきまして、特に補足説明等はございますか。

○市民部長（山内美則君）

議案第9号のうち、国保年金課所管分を大久保国保年金課長から説明をいたします。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○国保年金課長（大久保 勉君）

歳入でございます。国民健康保険税は、実績値を基に減額補正をしております。また、保険基盤安定負担金の減額に伴いまして、一般会計からの繰入金を減額補正しております。さらに、前年度繰越金を増額補正しております。

歳出でございますが、前年度繰越金の歳入分を基金積立金として、増額補正をしております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

例年、前年度繰越金があった場合、国保支払準備基金に積立てしておりますか。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午前10時35分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前10時35分]

説明を求めます。

○国保年金課長（大久保 勉君）

前年度は、積立てはございませんでした。

○佐藤文雄委員

質問している意味、なぜ積立てしていないかというところまでお話ししてくれるとわかるんですけどもね。今回積立てたでしょう。前は積立てなかった。何ででしょうか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

平成30年度におきましては、支払準備基金の取崩しを1億5000万円ほどしておりますので、当然そちらの対応で積立てはしていなかった状況がございます。令和元年度におきましては、2,000万円近くの金額がございましたので、積立てというような対応にさせていただきました。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第 10 号 令和元年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

市民部から、特に補足説明等はございますか。

○市民部長（山内美則君）

議案第 10 号 令和元年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、国保年金課、大久保課長からご説明いたします。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○国保年金課長（大久保 勉君）

歳入ですが、後期高齢者医療保険料につきましては、実績値を基にいたしまして増額補正をしております。保険基盤安定負担金の減額に伴いまして、一般会計からの繰入金も減額補正をしております。さらに、前年度繰越金を増額補正をしております。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を補正しております。被保険者保険料分の増、保険基盤安定負担金分の減がその理由となっております。合計では増となっております。また、諸支出金といたしまして、平成 30 年度高齢者医療円滑事業費補助金の交付額の確定によりまして、超過交付分の返還額を計上しております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

普通徴収が減っております、特別徴収が増えており、全体的に 951 万 7000 円増、滞納金も含めて、なっているようですが、ちょっと説明していただきたいのは、これ何人分ぐらいに相当になるんですか。普通徴収だった方が本来特別徴収に変わる予定の方だったのかどうかも含めて、人数的にわかりましたら教えてください。

○国保年金課長（大久保 勉君）

被保険者は大体今 6,100 名ぐらいということで、その内 65%ぐらいが特別徴収、35%ぐらいが普通徴収と認識しております。

○佐藤文雄委員

ですから、今回のこの違いというか、見込みが違ったんだろうと思いますが、何人分ぐらいですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

徴収方法が非常に複雑でございまして、75 歳到達者につきましては、当初普通徴収で徴収をいたしまして、その後、特別徴収に切り替わるというような複雑なシステムでございまして、なかなか人数で説明しづらいところがございますが、結果的に普通徴収のほうが見込みとして過大だったということで減額補正とご理解いただきたいと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 12 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計予算のうち、市民部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、市民協働課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項等はございますか。

○市民部長（山内美則君）

続きまして、議案第 12 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計予算のうち市民部所管につきまして、初めに市民協働課に係る事業につきまして中泉課長からご説明申し上げます。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○市民協働課長（中泉栄一君）

歳入について、予算書の 18 ページ、下から 3 行目になります。

15 款、2 項、1 目、地域少子化対策重点推進交付金 45 万円でございます。本市においては、新規事業となっております、国から 2 分の 1 の補助金でございます。概要は、歳出で説明をさせていただきます。移住定住・結婚支援事業の中の結婚新生活支援事業補助金に充当ということになります。

続きまして、予算書 22 ページの真ん中辺りになります。

16 款、2 項、5 目、茨城県消費者行政強化事業及び推進事業費補助金 103 万 8000 円でございます。消費者庁からの無償貸与による放射能測定器の保守点検と実際の測定に関わる人件費及び小・中学生を対象とした消費者教育出前授業の資料代や啓発グッズに対しての補助を受けております。

続いて、歳出についてです。

経常経費の説明を省略の上、政策経費の内、前年度予算と比較して大きく変更があった事項または特に説明しておきたい事項について説明するようという指示に沿って、市民活動支援事業（政策）と移住定住・結婚支援事業（政策）の説明をさせていただきます。

まずは、予算書 34 ページの一番下からになります。

2 款、1 項、2 目、03 市民活動支援事業（政策）でございます。

まちづくりファンド助成事業緑化推進協議会など、市民と行政によるみんなで作る連携と協働のまちづくりを推進しております。まちづくりファンド事業でございますけれども、去る 2 月 20 日に令和 2 年度事業の認定審査会を行いまして、継続事業 2 件、新規事業が 4 件の 6 事業が認定となっております。それと併せまして、先ほど減額補正で説明をさせていただきました令和 2 年度へ持越しとなった事業の 2 件の計 8 事業、ソフトとハードを別に考えると 8 事業者による 11 事業が、令和 2 年度実施される予定となります。これらまちづくりファンド助成事業補助金として 4610 万 3000 円を計上させていただきます。そして、これらの活動をチラシや広報誌などで広く市民に周知させていただき、市民団体等による住民参加型のまちづくりの機運の醸成を高めてまいりたいと考えております。

緑化推進事業につきましては、令和元年度事業しまして、花の道の空き花壇対策として、アジサイの苗づくりボランティア事業に取り組ませていただきました。多くの市民の皆様にご協力をいただいております。来週、これらのアジサイの苗の回収を行い、再来週 25 日には、また多くの市民の皆様にご協力いただき、フラワーロードへの植栽を行う予定となっておりますが、コロナウイルスの関係で、25 日の植栽イベントは令和 2 年度まで延期とさせていただきます。今後は状況を見ながら、なるべく早い時期に植栽をさせていただきます。令和 2 年度はこれをスタートとして、花の道事業と花いっぱい事業の再構築に取り組んでいきたいと考えております。

また、平成 22 年度に策定いたしました協働のまちづくり指針を、実情に合わせた形に作り直すため、協働のまちづくり指針活動計画策定業務に関わる予算を計上させていただきました。指針策定の工程の中で、多くの市民団体や行政区などから広く意見を広聴する場を設定し、できる限り多くの市民の意見を取り入れた指針活動計画にしてまいりたいと考えております。事業全体で、前年度比較が 591 万円の増となりましたのは、この協働のまちづくり指針活動計画の作成に伴う業務委託と策定委員の謝礼などによるものでございます。

続きまして、45 ページの一番下のところからになります。

2 款、1 項、14 目、03 移住定住・結婚支援事業（政策）でございます。

令和元年度から立ち上げた事業でございますけれども、現在は移住定住の観点から婚活サポートセンターによる総合的な結婚支援や、日本人市民と外国人市民がお互いを理解し合い仲良く暮らしていく多文化共生社会実現に向けた施策、また I J U ターン希望者への情報提供や受入れのための制度支援策の検討、整備などに取り組んでおります。

婚活サポートセンターについては、先ほどの質問でもお話したように、登録者数も成婚件数もまた現在交際カップル数も、1 年目としては現在幸先のよいスタートを切っております。ただ、男性に比べ、女性の登録者が少ないという課題がございます。そういう意味で、令和 2 年度は、チラシ代に加え、新たに新聞や地域情報誌への掲載のための広告料 21 万 2000 円を計上させていただきます。

次に、多文化共生国際交流については、年々外国人市民が増えて、本市の人口の約3%が外国人ということで、今後、積極的に取組んでいかなければならない分野であると考えております。そんな中、外国人市民の現状とニーズを探るために令和元年度実施いたしました「外国人市民アンケート」や「多文化共生を考えよう講座」の結果を踏まえた施策を、次年度推進してまいります。

具体的には、令和2年度は現在作成中の「外国人市民生活ガイドブック」を外国人市民全世帯に配布します。また、外国人市民にやさしい日本語を教えるボランティアを養成するため、「日本語ボランティア養成講座」を開講します。そして、これらのボランティアと外国人市民の方が一緒に活動する場として、市民団体のかすみがうら国際交流会などの活動を支援し、市民協働型の多文化共生を推進してまいります。それに伴う予算といたしまして、日本語ボランティア養成講座講師謝礼として20万円、通訳ボランティア謝礼として24万円、多文化共生講演会講師謝礼として6万円などを計上させていただきます。また、市民団体への財政的な支援につきましては、先ほどの市民活動支援事業のまちづくりファンドを活用してまいりたいと考えております。

I J Uターン希望者への対応につきましては、今年度は移住希望者向けの紹介冊子の作成とその冊子を移住希望者が多く訪れる東京都有楽町にごぞいます回帰支援センターなどへの設置、併せて回帰支援センターの移住イベントへの参加、また移住定住希望者への市広報紙やチラシなどを月例で定期的にするかすみがうらふるさと通信事業など、まずは関係人口を増やすための取組を推進しております。令和2年度もこのように地道な取組を継続してまいりたいと考えております。

また、移住定住者への様々な支援策の整備も急務であることから、従来の地方創生移住支援金や空き家バンクのリフォーム補助金、成功の定住奨励金などに加えまして、先ほど歳入のところでお話をさせていただいた新婚世帯に対して婚姻に伴う住宅取得費用または住宅賃貸費用、引っ越し費用などを補助する結婚新生活支援事業3組分90万円を、新たに今年度計上させていただきます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、市民協働課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

今、新しい事業として結婚新生活支援事業補助金90万円とありましたけれども、もう一度具体的にどういう中身なのか教えていただけますか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

新婚世帯に対し、結婚に伴う新生活のスタートに関わる費用、住宅取得費用、新居の家賃、引っ越し費用などを補助するものでございまして、対象世帯といたしまして、夫婦ともに婚姻日における年齢が34歳以下かつ夫婦の合計所得が340万円未満の新規に婚姻した世帯という条件がございまして、補助率は2分の1で、上限が1世帯あたり30万円の内、国の補助金が15万円となっております。

実際に、令和2年度県内の市町村で取組む市町村が11市町ということになってございまして、その内の1つがかすみがうら市ということでございまして。

○佐藤文雄委員

これは簡単に言うと30万円ですから、3組を予定していると思うのですが、これは国の制度でこういう取組がなされて、それに連動した自治体が11自治体あると、そのうちの1つが当かすみがうら市だと聞きましたが、近隣市町村ではどこがあるか教えていただけますか。あと、数も含めて。

○市民協働課長（中泉栄一君）

近隣では、土浦市、石岡市、行方市、鉾田市、つくばみらい市が令和2年度事業に取組むというこ

とになっております。一応、まだ相談があったわけではないですけれども、見込みとしては3組。ただ、婚活サポートセンターのお見合いなども今順調に進めておりますので、そういった中で該当する方がいれば、そういったものにも使えるということで、飛び込みで来た方も当然使えるとは思いますが、そちらにも活用できるのではないかなと考えております。

○佐藤文雄委員

それとね、これは国が今回リードしたと思うのですが、去年はなかったわけでしょう、新規事業でしょう。つまり、国でこういう移住定住・結婚新生活支援という事業を新たに創設した。それに連動したと理解してよろしいですか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

基本的にそういった相談など、もしあった場合に、市の支援策というのも遅れておりますので、そういった形で県や国の補助金なども使って、色々なラインナップを並べていきたいと考えております。

○佐藤文雄委員

いや、私が言っているのは、国がこういう制度を新たに設けたのかという質問です。それに連動してやったのでしょうか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

国では3年目となっております。

○矢口龍人委員

この緑化推進協議会の助成金で、花の道にアジサイを植えるというお話でしたけれども、マリーゴールドはもう実施しないのですか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

もともと緑化推進の事業というのは、環境美化という意味合いと、市民活動、2つの意味合いを持っている事業でございますので、本来であればマリーゴールドを進めていくというのが一番の目的だとは思いますが。なにぶんにもボランティアの方の高齢化などもあり、空き花壇が目立ってきたというところで、あくまでも今の段階では空き花壇にアジサイの苗を植えようという考え方で、マリーゴールドも継続して行ってまいります。

○矢口龍人委員

それと、この国際交流事業ですけれども、土浦市などでは国際協会なるもの組織を設立して国際交流に当たっていると聞いておりますけれども、本市の場合はどういった組織でこの事業を推進していくつもりですか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

令和元年度、かすみがうら国際交流会という組織が立ち上がりまして、今の段階では市民団体ではございますが、来年度取組む内容として考えているのは、ほかの市町村の国際交流協会同じような内容にはなるかと思っております。令和2年度に関しましては、まちづくりファンドを使わせていただいてその団体の活動を支援していくということで、例えば今の流れとしては先ほどご説明しました、外国人にやさしい日本語を教える日本語ボランティア養成講座を市民協働課で実施をいたしまして、それは日本人の方でも外国人の方でも構わないですけれども、決して外国語がしゃべれる方じゃなくても構わない。その方が今度は外国人に日本語を教える場として国際交流会にご協力をいただいて進めていくと。また、国際交流会のほうも外国語のしゃべれる日本人の方や外国人の方も登録されておりますので、そういった中から通訳ボランティアみたいなものを募ってやっていけないかと考えております。そういった形で市民協働型の多文化共生を令和2年度進めていきたいという考え方でございます。

○矢口龍人委員

この多文化共生、謝礼ということになっていますけれども、これどういった内容になるのですか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

日本語ボランティア養成講座の講師の方の謝礼ということでございます。

○矢口龍人委員

あと、確か30歳の大同窓会という事業ありましたよね。令和元年度はもう廃止ですか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

その事業は市民協働課所管ではなく、令和元年度は、ほかの課でわからないですけれども、生涯学習課の所管事業だと思います。

○宮嶋 謙委員

1つは国際交流支援に関してですが、まずは民間の市民団体が立ち上がったということで、それをサポートするような形だと思うのですが、ゆくゆくはもうちょっと主体的に行政のほうも関与していただいて流入の人口、外国の方が多く入ってきている状況ですので、そういう方向性を持って今後の施策を組立てていくべきじゃないかなと思うのですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

おっしゃられることごとともだだと思います。令和元年度は、そういった意味で市民のうちの3%の方が外国人市民であるにもかかわらず、なかなかどういう生活をされているとか、どういうことを考えているのかというのがわからないというのもございますので、現在上位7カ国、市内32カ国の方が住んでいますけれども、そのうちの上位7カ国の方で大体90%くらい的人数になりますが、そういった方に今回アンケートを取らせていただき、それに応じた外国人ガイドブックを現在作成しています。令和2年度からの取組みにつきましては、外国の方が何を求めているのかということがアンケートの結果でわかりましたので、そういったものの対策事業に取り組んでまいりたいと考えております。

○宮嶋 謙委員

どうしてもボランティア任せでは、なかなか計画的な事業拡大も難しいと思うので、支援の強化をお願いしたいと思います。

それから次ですが、婚活サポートの件ですけれども、未婚の方対象のように思われますが、いわゆるシングルマザーとかシングルファーザーの方が増えていると思うんです。そういう方の参加状況とか、その辺はわかっていますか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

数自体は把握していませんけれども、結婚経験者の方の登録者も結構いらっしゃいますので、実際そういう方もお見合いとかをしていただいております。今の段階では年齢制限もつけておりませんし、独身者でなければいけないという前提条件はございますけれども、それ以外の部分は条件をつけてないので結婚経験、離婚された方もどんどん登録して、条件があえばお見合いなどをしていただいている現状でございます。

○宮嶋 謙委員

これも要望ですけれども、そういう方も積極的に参加しやすいような、例えばそういうイベントがあるときは子どもも連れて行ってもいいよとか、何かそういう工夫をしながらぜひ進めていただきたいと思います。

○市民協働課長（中泉栄一君）

検討してまいりたいと思います。

○古橋智樹委員

花いっぱい運動のことで伺います。坪井市長が花いっぱい運動ということで掲げていた経過もあって、令和元年度と令和2年度で増減はいかほどですか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

花の緑化推進事業は、いわゆる新生道路の花のみち事業と千代田地区で主にやっている花いっぱい事業、これは自分の本当に身近な花壇、いわゆる行政区の集落センターだとか道路の空いているところにある花壇とか、そういったところに植える2つの事業になっておりまして、令和2年度につきましては、花のみち事業につきましては、今まで273花壇ございましたけれども西成井バイパスの開線によりまして花壇の総数が268に減少しております。マリーゴールドが令和元年度は167花壇ありましたが、令和2年度は97花壇になります。アベリアも植わっておりますが、これも先ほど言った西成井バイパスの開通によって45花壇が40花壇に減っております。現在アジサイは空き花壇ですけれども、現在防草シートを張っております全部アジサイを植えますと131花壇ということで、268花壇のうちの131花壇、半分がアジサイの花壇になると。それと、千代田地区の花のいっぱい事業につきましては、ちょっと花壇の数はわからないですけれども、現在27の団体が花いっぱい事業に取り組んでおりまして、こちらはもっともっと宣伝しているいろんなところに花の名所みたいなものができるために増やしていきたいと考えております。

○古橋智樹委員

まずは予算の審議なので、金額的に増えているのかどうかということを知りたいです。

○市民協働課長（中泉栄一君）

予算は、去年と同額の300万円を予算計上させていただいております。

○古橋智樹委員

市長が掲げた経過もあるので、説明ですと場所が減っているという実態もあつたり、マリーゴールドの植栽の場所も減らしたりしているということがありますので、今後それをどう盛り上げていくかというところで課長のところのお仕事だと思います。やたらに手間が増えすぎるのも市民の皆さんの負担になりますので、その辺のバランス、効率的にいいものを願いたいところです。

毎年購入されている花はどちら方面から仕入れて、マリーゴールドでしたらかなりの数量になると思うんですけれども、1ポット幾らぐらいで買っていますか。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午前11時06分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午前11時06分]

○市民協働課長（中泉栄一君）

花のみちのマリーゴールドにつきましては、業者の名前を忘れてしまいましたけれども、県西の業者から購入をさせていただいております、おおむね1本50円くらいだったと思います。令和2年度はまだ見積もりを取ってはおりませんが、例年通りぐらいの金額になると思います。それと、千代田地区の花いっぱい事業につきましては、石岡第一高等学校の農業科から購入をしております。それにつきましては、同じように50円弱ぐらいだったかと思います。

○古橋智樹委員

石岡第一高等学校の農業科から買っているものは、そのままぜひ続けていただきたいという前提です。県西の業者から仕入れている、お付き合いがいかほどなのかちょっとわかりませんが、

できれば地産地消で、例えていいのか語弊があるかもしれませんが、そういう循環もご検討いただければとお尋ねします。

○市民協働課長（中泉栄一君）

もともと、新生集落の中に2件の花の農家の方がいらっしやいまして、以前はそちらから購入しておりました。その農家の方が、花の苗づくりを終えてしまったことがございまして、いろいろ探して県西の業者にいった経緯がございまして。新生集落の方につきましては、水だとか照り返しの問題とかがあって、石岡第一高等学校で作っているマリーゴールドとはまた違うメキシコ産の暑さに強く水が余りいらぬ、そして背の大きいマリーゴールドであり、特別なものなので、どこでも作っているという苗ではありません。石岡第一高等学校で作っているのは普通のマリーゴールドで、千代田地区の花いっぱいにつきましては、やはり身近な花壇に皆さん作っていただいているので手入れもまめにできるといふことで、石岡第一高等学校のマリーゴールドを使っている現状になっております。

○櫻井繁行委員

予算書34ページ下段、03市民活動支援事業（政策）です。

令和元年度から12.1%増で、その中でも大きなところは、まちづくりファンドの助成事業だと思います。審査委員会はいつで、年に何回ほどでしたか。また、委員会の構成メンバーを教えてください。

○市民協働課長（中泉栄一君）

審査会は年に1回で、令和元年度も平成30年度も2月の下旬に行っております。審査の方は、まちづくりの専門の大学の先生、そして、建築の専門の方は市民の方ですけども、あとは行政区の代表の方、それと市民団体の代表の方が一般の方で、あとは職員として、副市長、市長公室長、総務部長ということで、全部で7人の構成になっております。

○櫻井繁行委員

まちづくりファンド助成金として4600万円ほど予算計上されていますけれども、先ほど課長の説明の中で花、フラワーロードの団体にもそのまちづくりファンド活用したいと話があったようにお聞きしました。11事業に対して支出をしていきたいと話があったので、その内訳を口頭ではなくて、資料で提出をしていただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○市民協働課長（中泉栄一君）

先ほどお話ししたのは、花の事業ではなくて多文化共生の団体に対してまちづくりファンドを使いたいと説明をさせていただきました。実際に、どういう団体にどういう目的で補助金を出すのかというのは提出できるかと思っておりますので、後ほど提出させていただきたいと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、市民協働課に対する質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩します。〔午前11時11分〕

○川村成二委員長

会議を再開いたします。〔午前11時22分〕

次に、生活環境課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項はございますか。

○市民部長（山内美則君）

令和2年度かすみがうら市一般会計予算のうち生活環境課に係る事案につきまして、生活環境課の

廣原課長からご説明いたします。

○川村成二委員長

それでは、説明を求めます。

○生活環境課長（廣原正則君）

予算書 15 ページをご覧くださいと思います。

歳入から説明をさせていただきます。

12 款、1 項、1 目、1 節交通安全対策特別交付金は、総務省からの交通安全に係る特別交付金で、交通反則金制度に基づき納付される反則金収入を原資として地方公共団体が行う交通安全施設整備の経費に充てるための財源として交付されるものでございます。

続きまして、予算書 19 ページをご覧くださいと思います。

15 款、2 項、3 目、1 節保健衛生費補助金のうち、循環型社会形成推進交付金については、合併処理浄化槽設置の際の国庫補助金であり、計画基数としては 5 人槽 22 基、7 人槽 34 基、10 人槽 4 基を合わせ 60 基分の計上となります。

続きまして、予算書 21 ページをご覧くださいと思います。

16 款、2 項、3 目、1 節保健衛生費補助金のうち、浄化槽設置整備事業費補助金については、先ほどの国庫補助金と合わせ、県からの浄化槽の補助金であり、県については基本額 4 分の 1 となります。また、茨城県森林環境湖沼税を原資とした県の上乗せ分も含まれております。同じく一番下の段、自立・分散型エネルギー設備導入促進補助金については、歳出と一緒に説明をさせていただきます。

続きまして、歳出について説明をさせていただきます。

予算書 41 ページをご覧ください。

2 款、1 項、8 目、03 交通安全対策事業（政策）でございます。委託料としまして、防犯灯 LED 化業務委託料では、平成 27 年度に市内の防犯灯全灯を防犯灯 LED 化事業の工事を実施し、工事費及び管理費を平成 28 年度以降 10 年間に分けて支払うものでございます。

同じく、工事請負費につきましては、交通安全施設工事としましてカーブミラー、路面標示設置工事などの計上となっております。また、県道石岡田伏土浦線に防犯灯の設置を行うための予算を計上しております。

また、負担金補助及び交付金としまして、常磐線に直進する丁字路における線路への突入事故を防止するためのガードレール設置工事に係る JR への負担金 200 万 7,000 円を計上しております。

防犯灯設置補助金につきましては、地域の防犯灯設置補助金としまして 1 基当たり工事費の 2 分の 1 を対象とし上限は 1 万円または専用柱を設置した場合の上限は 1 万 5,000 円で補助をしております。

また、交通安全推進活動補助金としまして 2 つの団体に補助金を計上しております。

続きまして、予算書 42 ページをご覧くださいと思います。

2 款、1 項、9 目、03 地域安全対策事業（政策）となります。主な計上としましては、空家対策として空家等対策協議会委員の謝礼、空家対策のための印刷製本費としてパンフレット作成などがあります。また、市内の防犯等対策を目的としまして防犯カメラ等機器の購入費を計上しました。市内の 3 カ所に設置し双方向で各 2 台、6 台の設置を予定しております。

新規事業としまして、空き家バンクへ登録した所有者に対し 1 件当たり 5 万円を奨励金として補助をいたします。空き家バンクへの登録については、家具等の整理や登記の費用などがかかるため登録への奨励金としまして一律で費用を出すこととしたもので、10 軒分の予算を計上しております。

続きまして、予算書 71 ページをご覧くださいと思います。

4款、1項、1目、11浄化槽設置整備事業（政策）でございます。

18節負担金、補助金及び交付金で、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業計画区域以外の方が合併処理浄化槽を設置した際の補助金となります。計画基数としては60基となります。

同じページで、こちらは経常経費となりますが、12火葬場運営事業でございます。

これは主な計上としましては、鹿行広域火葬場事務委託負担金また石岡地方斎場組合負担金でございます。石岡地方斎場組合負担金の増の主な要因としましては、待合棟増築工事、また同工事の施工監理業務委託料となります。

続いて、13湖北環境衛生組合運営事業でございます。

令和元年度と比較して主な減額の要因としては、燃料費や光熱水費の減によるものでございます。また、土浦市は汚泥再生処理センターの令和2年度末の竣工に伴いまして、新治地区のし尿等処理を行うこととなりますことから、令和2年度末をもって同組合から脱退することを表明しております。規約の変更等については令和2年度の議会において議決をいただく予定となっております。

続きまして、予算書74ページをご覧くださいと思います。

09一般廃棄物処理事業（政策）でございます。

主な計上としましては、令和3年度から霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設へ移行となることから、分別区分が一部変更となることに伴うごみ分別カレンダーの印刷を行うための事業需用費 また、次のページに移りまして、家庭系一般廃棄物収集業務委託、新治地方広域事務組合衛生費負担金、霞台厚生施設組合負担金となっております。

新治地方広域事務組合の負担金としましては、環境クリーンセンターにおける運営費や維持管理費などが主なものであり、令和元年度と比較すると3806万7000円の増となっております。主な要因は、土浦市が令和元年度末をもって脱退し、構成市が2市となります。2市での組合の負担のうち本市分は2億5054万3000円を計上しております。また、令和2年度末をもって組合が解散することになるため、令和2年度については解体工事の実施設計業務などを計上しております。その負担については土浦市を含む3市で行うこととなるため、その分については協定により組合へ負担することとします。それについては、解体工事実施設計業務委託並びに境界確定測量業務委託、汚染負荷量賦課金についてございまして、本市分は1011万9000円を計上しております。よって、2市負担のうちの2億5054万3000円と3市負担のうちの1011万9000円の合計によりまして、本市は負担金としまして2億6066万2000円を計上するものでございます。また、霞台厚生施設組合負担金の主な経費としましては、新広域ごみ処理施設整備費及び設計施工監理、東京電力負担金、周辺道路等整備費、還元施設に関する費用などが主なものでございます。令和2年度における新広域ごみ処理施設の工事については、焼却棟、リサイクル棟ともに土木建築工事、プラント工事を実施し、令和2年度完成となります。試運転については12月頃から開始をする予定でございます。また、還元施設の進捗状況ですが、地域還元施設等整備基本計画を策定している段階であり、3月13日までパブリックコメントを実施しております。令和2年度においては実施設計を実施いたします。設置場所については新広域ごみ処理施設隣接地に設置されます。また、一部中間置場の簡易浄化槽整備費などの計上もされております。

続きまして、11リサイクル推進事業（政策）でございます。

主な支出としましては、ごみ減量推進会議委員謝礼やかすみがうら祭での啓発品等消耗品、また雑紙分別おとし袋作成業務委託、資源物回収事業補助金、生ごみ処理機等の補助金がございます。

続きまして、13環境保全推進事業（政策）でございます。

家庭用燃料電池システム及び定置用リチウムイオン蓄電システム設備の設置補助金となっております。

して、1基当たり10万円を補助するものでございます。令和2年度につきましては、令和元年度より5基分を増やし15基分を計上しております。また、それについては県の補助金としましてその半額については歳入で見込んである状況でございます。

また、予算についての説明は以上でございますが、事前にお配りしました補足資料の説明をさせていただきます。

こちらは、震台厚生施設組合負担金の内訳表となります。

債務負担行為設定ベースの構成市町実質負担額算出表並びに令和2年度予算ベースでの構成市町実質負担額算出表となります。

債務負担行為の負担額ですが、交付金については、組合は循環型社会形成推進交付金を活用します。補助率は対象経費の約3分の1となります。

2つ目の表にお示ししておりますように、構成市の負担金として協定の分担金率で計算すると本市は24億1536万5000円となり、さらに3つ目の表に移り本市の財源内訳としましては震災復興特別交付税を活用しさらに地方債も活用すると一般財源については1億8233万2000円となります。一番下の表が令和2年度予算になりますが、組合全体の総額で99億3285万円でございますけれども、循環型社会形成推進交付金を活用することで本市の負担金は14億9822万5000円となり、震災復興特別交付税、地方債を活用し、一般財源については1億8028万6000円となる予定でございます。令和2年度の負担金については、この額に事務費分50万円を足した、14億9872万5000円となります。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、生活環境課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○来栖丈治委員

空き家の関係で、相談業務を始めるような予算組みがされていると思います。いろいろありがたく存じますが、現段階でどのような計画で進むのか、概略、計画がありましたら教えていただきたいと思います。

○生活環境課長（廣原正則君）

これについては、空き家相談会の謝礼としまして9万円ほど計上をさせていただいております。回数につきましては、2回または3回実施する予定となっております。それについては今後検討したいと考えておりますけれども、3人程度で考えておりました司法書士の方や宅建協会、有識者等を想定しております。1組3人程度の相談者をもとに相談会を2回または3回ほど実施したいということで考えております。

○来栖丈治委員

事前の広報、初めてのことになるかと思っておりますので、十分させていただいて取り組んでいただきたいと存じます。

○生活環境課長（廣原正則君）

広報等については、なるべく早い時期に実施していきたいと考えております。

○佐藤文雄委員

交通安全対策特別交付金が660万円ですよ。これは国からの交付金ですが、これに歳出のほうでその内訳がわからないですが、教えていただけますか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらにつきましては、国からの総務省からの交通安全対策特別交付金ということでございまして、

交通安全反則通告制度に基づいた交付される反則金収入を原資としたものでございます。

これについては、交通安全対策事業（政策）と交通安全対策事業の経常分について充てることで考えております。

○佐藤文雄委員

私が言っているのは、令和2年度の財源内訳に660万円が入っていないからどうなんだろうなど。660万円がどこに入っているの。内訳ないじゃないですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

660万円については、こちら一般財源となりますので、特定財源ではございません。

○佐藤文雄委員

交通安全対策費は一般財源ですか。初めてわかりました。

前にも浄化槽の問題を聞いているんですが、毎回60基はやるけれども、実質的に60基はならないです。ですから、今までの実績ベースでやるべきだろうと思いますから、60基というのは、もう既に上限としてもう規定されている基数ですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

こちらは財源としましては、循環型社会形成推進交付金を活用しての実施となっております。これについては、計画を事前に提出しておりまして、平成30年度から令和4年度までの計画となっております。全体で、5年間300基を計画としているものでございまして、計画としましては、各年度60基ということで考えております。

○佐藤文雄委員

ですから、それは計画的にそれだけの需要がありますよという根拠に基づいて作った計画ですね。

○生活環境課長（廣原正則君）

計画としましてはそういうことですが、ただ財源として上限が決まっておりますので、この計画としましては、予算として全体で60基としておりますけれども、基によっては10人槽であったり7人槽であったり大きなものがあるとそれだけ財源が必要となりますので、その場合には上限に達した段階で40基なり45基なりということも考えられます。

○佐藤文雄委員

わかりました。

それから、石岡地方斎場組合の負担金がこれ増えたんですね。増えた理由は、待合室を増やすと。今まで待合室は6室でしたか。それが何室になるんですか。数字的に教えてもらえますか。

○生活環境課長（廣原正則君）

現在の待合室につきましては、4室になっておりまして、今後増設されるものについては待合室が2室でございます。また、パントリーといわれる部屋と準備室といわれる部屋、また、清掃員控室ということで、全体で450平方メートルほど増設する計画でございます。

○佐藤文雄委員

火葬炉は増やさないということですね。

○生活環境課長（廣原正則君）

今回の増設につきましては、待合室等の増設ということになります。

○佐藤文雄委員

引き続き、新治地方広域事務組合の衛生費の負担金がかなり増えたということですが、この2億6000万円の内訳について、もう1回教えていただけますか。

○生活環境課長（廣原正則君）

組合の予算としまして、2市での組合の負担金でございます。これの本市分が2億5054万3000円でございます。これが2市での組合の負担金でございます。また、令和2年度につきましては、令和元年度をもって土浦市が脱退することになりますが、令和2年度においても解体工事等の設計業務委託等が発生します。それにつきましては、解体工事実施設計業務委託、境界確定測量業務委託また汚染負荷量賦課金等についてでございます。当市といたしましては1011万9000円を計上しております。合計としましては、2億6066万2000円でございます。

○宮嶋 謙委員

防犯灯の件で伺いますが、いわゆる志戸崎バイパスの防犯灯の予算は、今回入っていますか。

○生活環境課長（廣原正則君）

先ほど説明させていただきまして、県道石岡田伏土浦線ということで、防犯灯の設置を行うための予算84万円ほど計上させていただきまして、10基の計上ということで考えております。

○宮嶋 謙委員

それと、湖北環境衛生組合についてです。土浦市が自前でやることになるので、脱退の方向だという説明がありました。年々処理量が減っていく傾向だと思います。石岡市地内に処理施設があるけれども、当市も今後事務委託というような考え方で、近隣市との関係を再構築するような検討をしても、選択肢の一つとしてあってもいいのかなとも感じるのですけれども、いかがでしょうか。

○生活環境課長（廣原正則君）

そういったことについてはこれまで全く考えてはございませんが、ただいまのご意見は参考にさせていただきたいと思います。

○来栖丈治委員

志戸崎バイパスの防犯灯の件について、少し説明していただきたいと思います。以前、県道であるということで、当市から県に要望を、私も含め何人かでした経過があると思いますが、それがうまくいかなかったということでの市での予算組みなのかどうなのかを確認させてください。

○生活環境課長（廣原正則君）

ただいま委員おっしゃったとおり県道ということで、県に要望した経過がございます。ただ、県の回答としては建設当時直線であったため、設置の必要がないという回答をいただいております。その後も担当へ何回か要望をしたところですが、結果的には市で予算化したということでございます。これについては、防犯灯ということで、一部については電柱等がございませんが、専用柱等を建てまして、歩道等を照らす防犯灯ということで10基ほど計上させていただいたという経過でございます。

○来栖丈治委員

十字路になっているような場所に対して防犯上照らしていくと。道路走行上、いわゆる道路灯としては、結局電柱等もない状況ですので、そこには無理があると理解してよいでしょうか。

○生活環境課長（廣原正則君）

その部分は直線ということで、交差点等や横断歩道等もございません。そういった交差点や横断歩道のある部分については、道路灯が設置できることもございますが、直線でなにもない道路ですので、県としては設置ができないことございまして、防犯灯の設置に至るということでございます。

○古橋智樹委員

市民の方の意見ですけれども、防犯灯がギラギラLED化しすぎて、もう少し自然色寄りにならないかと言われたことがあります。今後も含めて、今から入れるのは、結構改善されているのですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

ただいま市が補助しております上限1万円と専用柱建てた場合の1万5000円については、集落等が設置しまして補助をするものでございます。これについては集落が頼んだ業者が設置した防犯灯ということで、それについては新しいものも出てくるかなとは考えておりますが、先ほど説明しました平成27年度に設置しました防犯灯6,329基のうちの200基については今後設置していく残りの80基くらいはございますけれども、それについては既存の防犯灯と同じような防犯灯で、今後も設置していくような予定となっております。

○来栖丈治委員

環境保全推進事業についてお願いします。

特定外来生物等処分業務委託があります。この中身について、説明をいただきたいと思います。

○生活環境課長（廣原正則君）

特定外来生物につきましては、アライグマの処分になります。アライグマにつきましては、かすみがうら市で非常に多い状態でございます。県内でも1番2番を争う捕獲数となっておりますのはご存知のことかと思っております。これについては、今まで職員が現地、捕まった家まで取りに行きまして、それを県南県民センターで委託した業者に処分をしてもらったという経緯がございます。4月から6月程度につきましては、家の中に入られてしまうことが非常に多く、これを例えば職員が対応すると、取りに行ったり処分する時間を待っていたりということが非常に多く、1日がかりになってしまうこともございます。そういったことを緩和するとか職員の負担を減らすために、委託を考えております。現在、考えておりますのは、プレハブ等を建てまして、その中で処分するというところでございますけれども、それを民間業者をお願いしまして、処分をするを考えているところでございます。

○来栖丈治委員

県に委託していた部分を、市で委託業者を募って、そこで処分をするということですか。

これまで同様、捕獲をしたお家に行って、それを預かってきて処分をするということまでを一括して委託するというところで理解してよろしいですか。

○生活環境課長（廣原正則君）

取りに行く部分は、市職員が取りに行くような形になって、庁舎のほうに戻ってくるわけですが、そこから処分については業者に頼んで、また処分した個体につきましては環境クリーンセンターに運ぶこととなりますので、そこも業者に頼むという形をとっていきたいと考えております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次の国保年金課の説明を受けて、昼食休憩に入りたいと思います。

次に、国保年金課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項はございますか。

○市民部長（山内美則君）

令和2年度かすみがうら市一般会計予算のうち、国保年金課に係る事業につきまして、大久保課長からご説明いたします。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○国保年金課長（大久保 勉君）

まず歳入でございます。

国民健康保険事業費、後期高齢者医療事業費の保険基盤安定負担金につきまして、国、県の負担分を計上してございます。

予算書 18 ページが、国庫支出金の保険基盤安定負担金でございます。予算書 20 ページが、県の負担金分といたしまして、国民健康保険特別会計分と後期高齢者医療特別会計分でございます。

歳出でございます。

国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の繰出金をそれぞれ計上してございます。

また、予算書 57 ページでございますけれども、医療福祉費いわゆるマル福ですが、令和元年度 10 月から対象者拡大によりまして、対前年度比増額で計上しているところでございます。

○川村成二委員長

それでは、昼食休憩に入りたいと思います。

ここで、暫時休憩します。 [午前 11 時 56 分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1 時 14 分]

それでは、国保年金課に対する質疑等がございましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、市民課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項はございますか。

○市民部長（山内美則君）

令和 2 年度一般会計予算のうち、市民課に係る歳入歳出予算につきまして、加藤課長から説明をいたします。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○市民課長（加藤洋一君）

市民課所管の予算についてご説明いたします。

歳入です。予算書 18 ページをお願いいたします。

15 款、2 項、1 目総務費国庫補助金、1 節総務費補助金のうち、上から 3 つ目になります個人番号カード交付事業費補助金は、マイナンバー関連の補助金となっております。内容につきましては、資料がございますので、後ほどご説明いたします。

次に、歳出についてです。

予算書 49 ページをお願いいたします。

2 款、3 項、1 目戸籍住民基本台帳費、03 住民基本台帳事業、前年比 2505 万 6,000 円の増となっております。主な理由としましては、1 番下の 18 節通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金が増額となったためです。詳細については、先ほどの歳入と同様、後ほど資料でご説明いたします。

続きまして、その下の 04 住民基本台帳事業（政策）になります。

会計年度任用職員制度に伴うもので、千代田窓口センター 4 名分、霞ヶ浦窓口センター 2 名分、中央出張所 2 名分、計 8 名分の報酬等でございます。

次に、資料のご説明をさせていただきます。

個人番号カード、いわゆるマイナンバーカードの交付事業に係る経費の一覧となっております。

まず歳入ですが、個人番号カード交付事業費補助金と個人番号カード事務費補助金の2つの補助金がございます。事業費補助金につきましては、マイナンバーカードの申請受付及び交付に係る経費、また事務費補助金につきましては、消耗品費それから郵送料等の経費が対象となっている補助金です。

次に、歳出ですが、合計欄の1つ上の通知カード、個人番号カード関連事務委任交付金が増額となっておりますけれども、この交付金につきましてはマイナンバーカードの作成業務等を各自治体に代わって行っている地方公共団体情報システム機構への交付金となっております。その他の項目の増額につきましては、マイナンバーカード交付促進のための経費を計上してございます。令和2年度において窓口での申請以外に市内の公共施設等やイベント等でブースを設けまして出張申請受付を実施する予定で、そのためのPR用として、のぼりですとかウエットティッシュ、クリアファイルを作成する経費を計上しております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、市民課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

歳入で個人番号、マイナンバーカード、2511万6000円。歳出でも通知カード、個人カード関連の交付金、同じです。国が個人カードを作れというために出されたと思うのですが、今現在かすみがうら市のマイナンバーカードの発行件数はどのぐらいですか。

○市民課長（加藤洋一君）

2月末の状況でございます。人口4万2193人に対しまして、交付件数が5,791件、割合で申し上げますと13.7%となっております。

○佐藤文雄委員

全国的には15%くらいになっているようです。これで今度の措置で何かついている、これにマイナンバーカードを普及する手段として何かあるんじゃないですか。

○市民課長（加藤洋一君）

国が、令和2年度におきましてマイナンバーカードを利用したポイント制度を計画しているようです。それから、令和3年3月からマイナンバーカードを保険証として使うことが開始されます。

○佐藤文雄委員

このマイナンバーカードを普及するのに1人5,000円のプレミアムじゃないですが、マイナンバーカードを作ると、2万円に対して5,000円を活用できるというような中身があるはずですが、それはご存知ですか。

○市民課長（加藤洋一君）

今お答えしたのが国のほうで計画しているポイント制度で、それが5,000円分のポイントがつくということでございます。

○佐藤文雄委員

これは国の事業だと。だから、当市には関係ないということになるんですか。

○市民課長（加藤洋一君）

市においては特段ございません。国で行っているものでございます。

○佐藤文雄委員

これは目標値か何かは出されていませんか。

○市民課長（加藤洋一君）

国の目標としましては、7割の方が取得ということを目標にされているようです。

○佐藤文雄委員

7割ですか。今、13.7%。いつまで7割ですか。

○市民課長（加藤洋一君）

令和3年を目途と聞いておりますけれども、全国的に14、15%でありますので、目標は少し難しいかなと考えております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、市民課に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 令和2年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算のうち、市民部並びに保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、国保年金課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項等はありませんか。

○市民部長（山内美則君）

議案第13号 令和2年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算につきまして、国保年金課の大久保課長から説明申し上げます。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○国保年金課長（大久保 勉君）

歳入でございます。

年々被保険者が減少傾向にあるため、税収の減少、保険給付の減少を見込んでおりますが、予算書138ページ、1款国民健康保険税、4款県支出金は、前年度比較減で計上をしております。

また、予算書139ページになります。

一般会計からの繰入金、その他の繰入れを計上していない状況でございます。

歳出について、予算書142ページ、143ページになります。

2款保険給付費が、前年度比減で計上している状況でございます。

さらに、予算書144ページの、3款、1項から3項までですけれども、国民健康保険事業費納付金は、県から示された金額を計上している状況でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

一つ気になっていることがあるんですが、予算書138ページの保険給付費等交付金のところで、保険者努力支援分846万円がありますね。令和元年度と比べてどうなっていますか。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午後 1時25分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時26分]

○国保年金課長（大久保 勉君）

令和元年度の予算計上額を申し上げます。

令和元年度の予算計上が、1128万円の計上でございます。

○佐藤文雄委員

県補助金の中で、2億6211万9000円マイナスになっております。特に特別交付金のところで、令和元年度と比べても大きく減っているのは、保険努力支援分だと見てとれますが、この理由は何でしょうか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

この大きな要因は、1目普通交付金の減額がほぼ影響しておりまして、保険者努力支援分はあまり影響しておりません。この数字でございますけれども、これは10月29日、県から金額の提示がございまして、その分を計上したところでございます。

○佐藤文雄委員

全体的に減っているんで、これが同じように減っていると理解してよろしいですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

被保険者が減少しております。そんな関係で給付費が減りましたので、県からの収入が減るといった状況でございます。

○佐藤文雄委員

それから、私はいつも全体の歳入と歳出、年度ごとに作ってはいるんですが、その中で、歳出で国民健康保険事業費納付金、県に、今度は都道府県化になったんで、その分がなりました。私も前も指摘はしましたが、平成30年度の決算、令和元年度の金額、今回の予算。もうかなり減っていますよね。令和元年度を例に取りますと、13億2646万2000円。今回は11億4560万5000円、マイナス1億8085万7000円です。これはもう、とても保険者が減ったからという理由にはなりませんよね。これはどういうふうに、これはもう県から示されたままですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

金額自体は、県から示された数字でございます。

それで、令和2年度の金額の関係で補足をいたしますと、平成30年度の県の余剰金、これが70億8000万円ほど発生しております。全体では135億円ですが、そのうち70億8000万円につきましては、令和2年度、3年度の各市町村の事業費納付金の補填に充てようという考えでございまして、単年度で35億4000万円が全体的な事業費納付金から差し引きをして、その後に各市町村に配分されたということでございまして、県の説明では、被保険者1人当たり5,000円程度の減額になるのではないかとということでございますので、本市は被保険者が約1万人でございますので、約5000万円その分で減をしている状況でございます。

○佐藤文雄委員

ということは、県が各市町村から国保事業納付金を集めますよね。それを精算したら余っちゃったと。余っちゃったやつを各市町村に被保険者数で割り振って、実際にその分が今回の予算に反映されたというか、国保事業費納付金に反映されたと理解してよろしいですか。それで、大体それを換算すると被保険者一人当たりが5,000円ぐらいだということですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

平成30年度の決算審査の際に、その席で説明をさせていただきました。そのときに同じような、県からそういった形で令和2年度に反映されますという説明をさせていただきました。そのとおりにな

りまして、令和2年度からということで、その差引きの仕方としては、各市町村の被保険者1人当たりという計算ではなくて、大元のところからまずその35億4000万を差し引いて、その後に各市町村の配分を決めるという順番でございます。

○佐藤文雄委員

だから、逆に言うと1人当たり5,000円ということではなくて、今度はまた県が適当なのか適切なのか、適切に割り振った額が今回の11億4500万円だと理解しなきゃいけないということですかね。

○国保年金課長（大久保 勉君）

そういったことをご理解いただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

保険療養給付金、令和元年度が31億1255万7000円、令和2年度が28億6424万5000円、2億4831万2000円マイナスですね。医療給付費が大幅に減っておりますね。人数よりも減っていると思いますが、これはいわゆる平成30年度というか、令和元年度の大体見込みでつくられたのですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

保険給付費につきましては、予算ベースの話と実際の決算ベースの話だと乖離する部分がございます。どうしても保険給付費につきましては、年度末に支払いができないという状況に陥ることを非常におそれておまして、どうしても過剰になってしまう部分がございますので、予算の計上額は決算の実際の数字とは乖離する部分があるということで、ご理解をいただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

いや、かなり少ないから聞いたんですけれども、令和元年度予算と令和2年度予算が大幅に減っているでしょう。減っているのが、それが理由になっているんですか。乖離があるという意味がよく理解できなかった。もう1回言ってくれますか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

平成31年度の積算のときと令和2年度の積算の時点と多少考え方、あまり大きく膨らまさないでも大丈夫かなという憶測もございまして、令和2年度は多少減ったのかなとご理解いただければと思います。

○佐藤文雄委員

いや、多少じゃないから聞いているんだよ、2億4800万円だよ。多少じゃないですか。だから、多少じゃないから聞いているんですよ。これが多少ですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

国民健康保険特別会計の総事業費41億円という状況でございますので、そのうちの1億円、2億円ということで、ご理解をいただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

それでは、歳入のほうでお聞きします。今回は、一般会計の繰入額は全体で幾らで、法定外繰入れは幾らなのか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

令和2年度におきましては、一応ルール外の繰入れはゼロということで、計上しておりません。繰入れ分は全てルール内ということでご理解をいただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

一般会計の繰入れには、ルール内とルール外というのがありますよね。ルール外は、今回はありませんよ。ただ、いわゆるその他法定外のルールはなくても、医療費福祉波及分というのが、これは

ルール外ではない。ルール内の金額ですか。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午後 1時38分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時38分]

説明を求めます。

○国保年金課長（大久保 勉君）

区分けといたしましては、医療福祉波及分はルール外というような取扱いになっております。

これまでの予算書の作り方といたしまして、この医療福祉波及分はきちんと金額を分けて計上しておりました。その他というものをそれ以外に設けておりましたが、その分がゼロということでご理解願いたいと思います。

○佐藤文雄委員

医療福祉費波及分はルール外だということで理解してよろしいですね。

これも金額がずっと一定のように見えましたら、平成26年度は若干高かったんですね。これは何か基準があるんですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

この数字ですが、非常に積算が難しいところがございます、ある程度認められる分ということで計上しております、ここ数年数字の上下をせずに、同額を計上しているという状況であります。

○佐藤文雄委員

あと、今回繰出しのほうに、基金に積み立てるような形になるのがあったような気がするのですが、幾らになっていきますか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

基金積立てということで、764万3000円を計上しております。

○佐藤文雄委員

今回の国保会計を見ると、かなり健全なのかなと思うのですが、そう理解してよろしいですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

依然として、財政的には厳しいと理解をしております。例えば、先ほどの県の事業費納付金、これがたまたま平成30年度の余剰金で1人5,000円分は減額になっておりますので、そういった影響もございまして、算出した結果、こういった基金積立ての金額が出てきたということでございます。

○佐藤文雄委員

今、積立て基金の合計は幾らですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

約1億5000万円と記憶しております。

○佐藤文雄委員

1億5000万円を超えていますけれども、そういう意味では、基金がまたプラスになってくることになりますよね。700万円基金積立てて、プラスになりますよね。

○国保年金課長（大久保 勉君）

平成30年度の時点で、当初基金の保有残高は3億円ほどございましたので、どれぐらいが適当なのか難しいところありますけれども、その頃と比較すれば、今の金額は少ないのかなとも思いますので、積立てができるときには積む方向で考えております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、健康づくり増進課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項はございますか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

議案第13号 令和2年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算のうち、健康づくり増進課所管の部分について、川原場課長から説明させていただきます。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

健康づくり増進課所管につきまして、歳入よりご説明させていただきます。

予算書138ページをお願いします。ページ下段になります。

4款、1項、1目、2節特別交付金、特定健康診査等負担金1054万5000円、前年度比較でマイナス2.7%、28万8000円の減となっております。こちらは国保加入者、対象者の見込みを減らしたことによる減額となっております。

続きまして、予算書140ページの下段となります。

8款、2項、3目、1節特定健康診査等受診料242万5000円、前年度比較でマイナス3.2%、8万円の減となっております。こちらは、特定健康診査等に係る個人負担分として見込んでおります。

続きまして、歳出につきまして、予算書145ページになります。

6款、1項、1目、01特定健康診査等事業2656万8000円、前年度対比の628万2000円の減、マイナス19.1%となっております。こちらは特定健康診査事業の委託によるものであり、令和元年度よりの受診者の実績に応じて減額を行っているものでございます。

続きまして、予算書145ページをお願いします。

6款、2項、2目疾病予防費、02疾病予防事業（政策）ですが、人間ドックの補助金となっております。まして、1500万円、令和元年度と同額となっております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

補正予算のときもお話ししましたが、保険事業のほうが、特定健康診査事業費が令和元年度と比べて268万2000円減っておりますが、これは人数的にも少なくなったとおっしゃいますけれども、かなり大幅なマイナスになっていると思う。私の記憶で、今日お話ししていたら、50%を特定健診の目標にすると言っちゃったと思う。50%に見合う金額が、今回の金額ですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

特定健康診査につきましては、対象見込人数に受診率50%ではなく、市で当初考えておりました40%で考えておりました。

○佐藤文雄委員

40%が当市の目標で、50%が県の目標。その10%は、だから当市の目標であって、50%は県の目標

だと。だから、県よりもかすみがうら市は40%で十分だと。その根拠は何ですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

特定健康診査につきましては、個別健診の受診とそれから人間ドック等がございますので、集団健診としまして40%で考えているところでございます。

○佐藤文雄委員

県の50%というのは、そういうのも入って50%ですか。ですから、そこら辺が分からないので、県の50%と市の40%、40%は今言ったように人間ドックとか、ほかにもそういう健診を受けているのを合わせているから40%でいいという考え方ですか。それをちょっと教えてください。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

県のほうの50%、受診は人間ドックも含めて見ていることと思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

○佐藤文雄委員

執行部のほうでは、国保は相変わらず厳しい状況だとおっしゃいました。私は、今回は法定外繰入れを入れなくても、十分に運営ができるようになった。それは、県の国保事業費納付金が通常よりも平成30年度の決算で余った分、これが低くなった要因だと言っております。ただ、私は国民健康保険の構造的な観点からいうと、もう通常の保険と違う。つまり、協会けんぽとか組合健保、それから共済組合と比べると、構造的に大変な厳しい環境の下で運営しなければいけない。ですから、繰り入れすることは、法定外の繰り入れはもう欠かせないと私は思っております。特に年金者とか被雇用者、被用者を、保険に入らない非正規労働者も大幅に増えております。そういうところからいうと、低所得者層が多い中での保険料はやはり下げていくべきだと私、思っているんですね。前回、一般質問の中でも言いましたけれども、子育て支援には人头税というものは、これは好ましくない。いわゆる平等割ですね。当市は3万円ですよ。オギャーと生まれたら3万円。いろんな法定減免があるとは思いますが、取手市でやっているのはそれを半額に抑えている、ということから考えたら、やはり国保会計もそれだけの手当てをすることが可能だし、また、可能にすべきだと私は思っております。

○川村成二委員長

ほかにごございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

本案は、異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 令和2年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。
市民部から、特に補足説明等はございますか。

○市民部長（山内美則君）

議案第14号 令和2年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、国保年金課、大久保課長からご説明申し上げます。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○国保年金課長（大久保 勉君）

予算書155ページからでございます。

歳入でございます。

まず、1款後期高齢者医療保険は、被保険者の増、さらには保険料率の改正もございましたので、対前年度比増としてございます。

次に、歳出について、予算書156ページになります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合から示された数字を計上しておりますが、対前年度比増となっております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

保険料が上がった。これは全員協議会で説明されたと思います。ですから、今回の保険料、令和元年度の予算と比較すると5596万6000円ですか。これは特別徴収と普通徴収、それから現年度と滞納も含めた金額ですが、これがそうすると17%ですよ。特別徴収の保険料だけ見ると18.47%です。今回の保険料の改定については、どのような改定の中身になっておりますか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

所得割率がこれまで8%だったものが8.5%ということで、プラス0.5%。均等割額がこれまで3万9500円だったものが4万6000円ということで、6,500円の増となっております。

○佐藤文雄委員

これは均等割額が6,500円アップですから、均等割額だけ単純にアップ率をやると16.5%ですよ。特別徴収の保険料の、これ積算で見ると18.47%ですね。つまり、所得割と均等割額合わせるとかなりのアップになるのかなと思います。全員協議会でも聞いたと思いますが、1人当たりの平均の金額、それとアップ額は幾らになりますか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

申し訳ございませんが、全員協議会のときに説明した数字の繰り返しでございます。こちらは広域連合が県全体で積算した数字ということで示されたものでございます。令和元年度の1人当たりの調定額ですが、6万1934円。令和2年度、令和3年度になりますと、今回の改定によりまして7万1441円。プラス9,507円という数字が示されております。

○佐藤文雄委員

これまでが平均6万1934円。今回は7万1441円。アップ額が9,507円。単純にアップ率は幾らになりますか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

9,507 円の増でございます。15.3%という数字でございます。

○佐藤文雄委員

平均的に 15.3%アップになるというふうにおっしゃいました。ところが、この特別徴収のところは 18.47%で、普通徴収のほうが 14.38%になっているんですが、ここら辺は許容範囲ですかね。

○国保年金課長（大久保 勉君）

先ほどの令和元年度の補正でもご説明しましたが、特別徴収、普通徴収の区分けですが、75 歳到達時に皆さん普通徴収になってしましまして、特別徴収になったり、普通徴収になったり。中には特別徴収から普通徴収に戻ってしまう人もいるものですから、なかなかその辺の数字が難しく、説明しづらいところがあり申し訳ございません。

○佐藤文雄委員

ですから入り繰りがあって、資料を提出してもらいました。令和元年を例に取りますと、被保険者数が 6,064 人で、そのうち特別徴収者数が 5,028 人で普通徴収者が 1,279 人。これがあまり、入り繰りはあるかもしれないけれども、大体被保険者における普通徴収の割合は 2 割ぐらい。大体変わらないということで理解してよろしいですか。

○国保年金課長（大久保 勉君）

そちらの資料のとおりでよろしいかと思えます。補足として、令和 2 年度の本市 1 人当たりの大体の保険料ですが、今、大体 6,100 人で割りますと、1 人当たり 6 万 2953 円ぐらいでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

○佐藤文雄委員

もともと、私は後期高齢者医療会計というか、この制度そのものには反対です。これまで国民健康保険についても、協会けんぽについても、組合健保も含めて、高齢者も一緒になって、保険の中に入っていたのを 75 歳になった途端に 1 人全部囲い込まれて、医療費が増えればその分だけ増えるようになる。後期高齢者ですから、病気がちなのは当然です。それがこれまで茨城県の後期高齢医療制度では何とか頑張って、踏ん張ってきたと言っていますが、実際に今回、準備基金が底をついたと。ただ、財政安定化基金があったんですよ。財政安定化基金と準備基金を合わせれば、大幅な値上げは避けられたんじゃないかなと思うんです。今、高齢者は大変な厳しい生活を強いられているにもかかわらず、保険料の大幅なアップについてはとても耐えられない。これには絶対に賛成はできません。

○川村成二委員長

ほかに、討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、異議がありますので、起立によって、採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定いたしました。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午後 2時02分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時13分]

続きまして、議案第8号 令和元年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）のうち、保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、介護長寿課所管の予算につきまして、特に補足説明等はありませんか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

それでは、介護長寿課に関する部分につきまして、齋藤課長からご説明させていただきます。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

議案集 49 ページをお開きください。

中ほど、19 款繰入金、2 項特別会計繰入金、3 目介護保険特別会計繰入金として 3993 万円を補正するものでございます。こちらにつきましては、介護保険特別会計の平成 30 年度精算による繰入金でございます。

続きまして、議案集 53 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、7 目介護保険費 50 万円は、介護保険特別会計に繰り出す金額として 50 万円を計上させていただきました。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、健康づくり増進課について説明を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

健康づくり増進課におきます補正の内容についてご説明させていただきます。

歳出について、議案集 54 ページをお願いします。

4 款、1 項、2 目、02 母子保健事業でございます。13 節妊婦・乳児健診委託 450 万円の減額の補正となっております。こちらにつきましては、乳児・妊婦健診の人数の減少に伴いまして、減額補正をお願いするものでございます。

続きまして、同じ議案集 54 ページの下になります。

23 節償還金、利子及び割引料 02 国庫負担金等返還金 55 万 8000 円の増額となります。平成 30 年度

中に国庫負担金としまして、87万5000円を受け入れておりました、年度末までの負担金確定額として31万7979円となっていることから、差額分につきまして返還をするものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは健康づくり増進課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、子ども家庭課の所管に関する審議を進めます。

説明を求めます。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

子ども家庭課所管の補正予算についてご説明いたします。

議案書47ページをお願いいたします。

歳入になります。

13款、1項、1目、2節児童福祉費負担金につきまして、こちら昨年10月から始まりました3歳児以上の保育料無償化に伴います負担金の減額となっております。

続きまして、15款、1項、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費負担金につきましては、児童手当交付金、教育・保育負担金等の国負担分、精算によりまして減額をお願いする内容でございます。

続きまして、3節児童扶養手当給付費負担金につきましては、年間事業費分を精算いたしまして減額をする内容でございます。

同じく、15款、2項、2目、2節児童福祉費補助金につきましては、高等職業訓練促進給付金等事業費に係る国の補助を精算により減額する内容でございます。

続きまして、16款、1項、1目、2節児童福祉費負担金の減額は、国庫分と同様に児童手当交付金等の県負担分の減額となります。

続きまして、議案集48ページになります。

同じく16款、2項、2目、4節児童福祉費補助金につきましては、保育体制強化等に対します県補助金を精算により減額とする内容でございます。

続きまして、議案集49ページをお願いいたします。

21款、5項7目1節雑入の説明欄、公立保育所給食費につきましては、公立保育所3歳以上児の副食代となっております。

歳出について、議案集53ページをお願いいたします。

3款、2項、1目、03家庭児童相談事業（政策）、母子生活支援施設措置費の減でございますが、当初、施設利用者2名分を計上しておりましたが、年度途中で全員退所したために減額補正をする内容でございます。

続きまして、3款、2項2目児童措置費、02児童扶養手当事業及び05児童手当事業につきましても、年間事業費の精算により減額する内容でございます。06母子父子福祉事業については、高等職業訓練促進給付費に当初2名分予算計上していましたが、申請がなかったため減額をする内容でございます。

続きまして、4目児童福祉施設費、04私立保育所事業（政策）、平成30年度子ども子育て支援交付金の精算によりまして、国庫補助金に返還が生じたため、補正をする内容でございます。

続きまして、05の認定こども園事業につきましては、認定こども園の預かり保育利用料を無償化に

に伴い給付するために増額補正をする内容でございます。

続きまして、5目児童館費、02 大塚児童館・ふれあいセンター管理運営事業の件につきましては、3つあります児童館の臨時職員の賃金を精査し、減額をする内容でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、子ども家庭課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○佐藤文雄委員

10月から始まった幼児教育・保育の無償化に関わってお聞きしますが、一般質問の中でも話したと思うのですが、8000万円という数字じゃなくて、半分の4000万円だと答えたような気がするのですが、どれをどういうふうに見れば4000万円になるのですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

一般質問でお答えしました4000万円というのは、国の基準単価から市の保育料を差し引きました差額で出した数字でございます。こちら補正で出しているのは、実際調定額で今まで集めておりました保育料の額を、3歳以上児を調定減額した内容でございます。

○佐藤文雄委員

そういう意味では、保育料を国の基準よりも下げた形で保育料を徴収していたと。その分、今度はなくなったので、あくまでも公定価格に対してのマイナス分の保険料がなくなったというのが中身であって、これとはリンクはしているけれども、調定額の実際なんで、はっきりは分からないということよろしいですね。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

それから、ここに副食費というのがあったのが、給食費ですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

副食費とあるのは、給食費になります。

○佐藤文雄委員

これはこれまでは保育料に入っていた副食費が有料になったというか、そのために出たお金だと理解してよろしいですね。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

そのとおりでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、議案第8号について討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり、可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、暫時休憩します。〔午後 2時25分〕

○川村成二委員長

会議を再開いたします。〔午後 2時25分〕

続いて、議案第 11 号 令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

保健福祉部から特に補足説明等はございませんか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

議案第 11 号につきまして、介護長寿課、齋藤課長からご説明させていただきます。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

議案第 11 号 令和元年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）、議案集は 75 ページからになります。

今回の補正は、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ 8475 万 6000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 35 億 7924 万 4000 円にするものでございます。

議案集 80 ページをお願いいたします。

歳入といたしまして、1 款保険料 46 万 9000 円につきましては、事業費、食の自立支援事業相当分の 23%になります。

続きまして、3 款国庫支出金の 801 万 8000 円につきましては、保険者機能強化推進交付金及び地域支援事業交付金が、平成 30 年度の精算により、歳入になってございます。

続きまして、5 款県支出金 155 万 1000 円につきましても同様となりまして、精算による歳入になってございます。

7 款繰入金、1 項一般会計繰入金といたしまして 50 万円を見込んでございます。これは、先ほどの一般会計からの繰入金でございます。

議案集 81 ページをお願いいたします。

繰越金といたしまして 7281 万 6000 円は、平成 30 年度の国・県・市の精算が終了したことから、繰越金の確定による金額を繰り越したものでございます。

9 款諸収入 140 万 2000 円につきましては、任意事業の個人からの負担金になります。140 万 2000 円を上げさせていただきました。

続きまして、歳出に移ります。

議案集 82 ページをお願いいたします。

1 款総務費、1 目一般管理費 33 万円につきましては、介護保険システム改修委託といたしまして、令和元年度の介護報酬改定に伴う委託で、33 万円を上げさせていただきました。

2 款保険給付費、1 目市町村特別給付費として 25 万円は、おむつ代、理美容代の助成が不足すると

ということから上げさせていただきました。当初は1350万円、月275件でしたが、それを上回る件数がございますので、補正をお願いするものでございます。

4款地域支援事業、3目任意事業343万2000円は、配食サービスの配食の増加による不足が生じるために、補正をお願いするものでございます。当初は2万4000食で積算をしておりましたが、4,800食不足すると見込まれるため、補正をお願いするものでございます。

6款基金積立金、1目介護給付費準備積立金としまして、4081万4000円を積み立てるものでございますが、平成30年度の負担金精算が終わりましたことから、余剰金を積み立てるものでございます。

7款諸支出金、1目一般会計繰出金といたしまして、3993万円を繰り出すものでございます。こちらはやはり30年度の精算が終わりましたので繰り出すものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

前年度繰越金の7281万6000円を介護給付費準備金に積み立てると、一般会計に戻すとなっておりますが、一般会計には戻さないで、このまま積立金にすることはできないですか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

こちらは財政当局と相談をいたしまして、査定をさせていただきました。その中で、一般の部分、お戻しする部分は戻して、余剰という金額を基金に積み立てるということで今回提出させていただいた内容でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号 令和2年度かすみがうら市一般会計予算のうち、保健福祉部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

初めに、社会福祉課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項等はございますか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

それでは、議案第12号につきまして、社会福祉課に係る部分につきまして、吉田課長から説明

させていただきます。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○社会福祉課長（吉田 均君）

社会福祉課所管の主な歳入予算についてご説明をいたします。

予算書 18 ページをお願いいたします。

15 款、1 項、1 目、1 節社会福祉費負担金、障害福祉サービス費等に要する負担金で、障害者自立支援事業等への充当となります。

4 節生活保護費負担金、扶助費等に要する負担金で、生活保護等扶助事業への充当となります。

2 項、2 目、1 節社会福祉費補助金、地域活動支援センター事業等に要する補助金で、障害者地域生活支援事業への充当となります。

予算書 19 ページをお願いいたします。

4 節生活保護費補助金、生活困窮者・被保護者の家計改善、就労準備支援事業等に要する補助金で、生活保護困窮者自立支援事業等への充当となります。

予算書 20 ページをお願いいたします。

16 款、1 項、1 目、1 節社会福祉費負担金、障害福祉サービス費等に要する負担金で、障害者自立支援事業への充当となります。

3 節生活保護費負担金、生活保護法第 73 条該当ケース、現所在地保護に要する県負担金で、生活保護等扶助事業への充当となります。

予算書 21 ページをお願いいたします。

2 項、2 目、1 節社会福祉費補助金、地域活動支援センター事業等に要する補助金で、障害者地域生活支援事業への充当となります。

続きまして、歳出予算（政策）で増減のありました事業についてご説明いたします。

予算書 52 ページをお願いいたします。

3 款、1 項、1 目、03 やまゆり館管理運営事業（政策）、指定管理者変更による委託料の減により、前年度比マイナス 2.5%、48 万 1000 円の減額計上をしています。3 期目の委託期間は、令和 2 年度から 6 年度までの 5 年間となります。

続きまして、一番下になります。

12 福祉関係団体等活動促進事業（政策）、社会福祉関係団体の事業等に要する経費の一部を補助する事業で、予算書 53 ページの社会福祉協議会補助金でございますが、かすみがうらウエルネスプラザへの事務所移転に伴い、前年度比 10%、731 万円の増額となります。

予算書 55 ページをお願いいたします。

3 目、06 障害者自立支援事業（政策）、令和 3 年度からの障害福祉計画（第 6 期）、障害児福祉計画（第 2 期）の策定に向けた策定委員謝礼及び実態調査、計画策定業務に係る委託料 572 万円を計上したことなどで、前年度比 588 万 6000 円の増額となります。

予算書 69 ページをお願いいたします。

3 項 1 目、04 生活保護適正化推進事業（政策）、生活保護法に基づく事業で、1 節報酬につきましては、会計年度任用職員制度への移行及び相談支援員、就労支援員のほかに、新規の健康管理支援事業の実施に伴う健康管理支援員報酬等で、151 万 6000 円の増。12 節で新規の健康管理支援事業、被保護者就労準備支援事業の実施で、775 万円の増。13 節の訪問支援システム使用料の計上などで、前年

度比 927 万 9000 円の増額計上をしております。

続きまして、経常経費で増減のありました事業について、ご説明いたします。

戻りまして、予算書 52 ページをお願いいたします。下から 3 番目になります。

10 福祉事務所事業、電算システム開発委託料を計上したことで、前年度比 760 万 1000 円の増額計上をしております。システムについては、災害対策基本法等に準拠した業務フローに沿って利用できる避難行動要支援者名簿システムで、住民基本台帳と連動したシステムとなります。

予算書 55 ページをお願いいたします。

05 障害者自立支援事業、障害者総合支援法を根拠とする各種サービス等に要する経費で、19 節扶助費の全体増となりますが、その中で、障害福祉サービス費事業が 3.9%、2379 万 5000 円の増。障害児給付費事業が 44%、4400 万 4000 円の増と、直近 3 年の利用者の増から、前年度比 9.1%、6948 万 8000 円の増額計上をしております。

予算書 69 ページをお願いいたします。

1 目、02 生活保護等総務事業、生活保護法に基づく事業で、前年度比 450 万 5000 円の増額計上となります。13 節の生活保護システム使用料につきましては、情報広報課での長期継続契約の終了に伴う所管替えの計上となります。

予算書 70 ページをお願いいたします。

2 目、02 生活保護等扶助事業、生活保護法に基づき、生活保護費及び永住帰国した中国残留法人等への支援給付費の適正支給を行う事業で、扶助費につきましては、近年の下落傾向を踏まえ、扶助費全体の見込みを前年度比マイナス 8.9%、3749 万 9000 円の減としております。

各扶助費の積算につきましては、提出資料の令和 2 年度生活保護扶助費予算積算説明資料からご説明をいたします。黄色い部分になります。

初めに、生活扶助費、住宅扶助費、出産扶助費につきましては、近年の下落傾向及び実績により、前年度同額としております。

教育扶助費及び生業扶助費につきましては、近年の 18 歳未満の受給者の推移、小・中学生の減、高校生の増を反映し、教育扶助費で前年度比マイナス 17%、72 万 8000 円。

生業扶助費で前年度比 25.9%の 200 万円としております。

介護扶助費につきましては、高齢化、直近 3 年の平均を反映しまして、前年度比 13.2%の 1875 万 9000 円としております。

医療扶助費につきましては、近年の下落傾向、2 年度実施予定の健康管理支援事業及びジェネリック医薬品使用割合の定着等の成果を見込み、前年度比マイナス 18.6%の 1 億 8700 万 6000 円としております。

葬祭扶助費につきましては、独居高齢者の増を見込み、前年度比 17.1%の 150 万円としております。

続きまして、施設事務費につきましては、入所者の増を見込み、前年度比 39.4%の 700 万円としております。

就労自立給付金費につきましては、実績から前年度比マイナス 50%の 10 万円としております。

最後になりますが、中国残留邦人自立支援給付費につきましては、見込みとなりますが、生活・医療・介護を合わせ、前年度比 73%の 174 万 9000 円としております。

続きまして、資料の令和 2 年度社会福祉法人かすみがうら市社会福祉協議会受託事業についてご説明いたします。

受託事業につきましては、社会福祉課 6 事業、包括を含めた介護長寿課 5 事業、子ども家庭課 1 事

業の全 12 事業を委託しております。総額 6967 万円となります。

当課では、新規事業としまして、生活保護法に基づく被保護者就労準備支援事業を委託し、被保護者を対象に、一般就労に直ちに就くことが困難な方に対して、日常生活自立支援、社会生活自立支援、就労自立支援等を実施しております。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午後 2時45分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時45分]

以上で説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

先ほど説明ありました社会福祉法人受託事業の年度の増減について、説明していただけますか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 2時47分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時47分]

説明を求めます。

○社会福祉課長（吉田 均君）

資料の対比は作成しておりませんので、改めて提出させていただきます。

○設楽健夫委員

予算書 52 ページ、先ほどの説明の 10 福祉事務所事業で、電算システム開発委託の中に、住民支援システム、災害時のという説明があったと思いますけれども、ちょっと説明していただけますか。

○社会福祉課長（吉田 均君）

システムの概要につきましては、災害対策基本法、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に準拠しました業務フローに沿って利用できるシステムでございます。要支援者の名簿、マップの作成、住所等の条件から、要支援者の検索や要支援の状況を、位置状況として地図上への表示などが可能となるなど、住民基本台帳と連動しましたシステムになります。

○設楽健夫委員

入力を含めまして、これを今年度中に作成していくことで理解してよろしいですか。

○社会福祉課長（吉田 均君）

令和 2 年度から実施していきます。

○矢口龍人委員

このシステムは、例えば災害のときの安否確認というものにも応用できるんですか。

○社会福祉課長（吉田 均君）

そのとおりでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、介護長寿課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項等はございますか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

介護長寿課の部分につきまして、齋藤課長からご説明させていただきます。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

予算書 15 ページをお願いいたします。

歳入になりまして、13 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目民生費負担金になります。こちら、老人福祉費の老人ホーム入所措置事業負担金で、468 万円を上げてございます。こちらは養護老人ホームへ入所されている個人の負担分になります。12 名分でございます。

続きまして、予算書 16 ページをお願いいたします。

14 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目総務使用料、2 節あじさい館使用料といたしまして、560 万 9000 円を計上してございます。主なものといたしましては、浴室の 395 万 8400 円、また、カラオケの 120 万円等でございます。

続きまして、予算書 18 ページをお開きください。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金、6 節介護保険事業費負担金の低所得者保険料軽減負担金でございます。こちらは、低所得者、非課税世帯の方の軽減分といたしまして、国の負担分といたしまして、2 分の 1 になるものを計上してございます。

続きまして、予算書 20 ページをお開きください。

こちらは、国と同じく県におきましても同じになるのですが、予算書 20 ページの 16 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金、6 節介護保険事業費負担金の低所得者保険料軽減負担金といたしまして、国庫金の約半分になりますが、全体事業費の 4 分の 1 の負担金の金額を計上させていただいてございます。

続きまして、予算書 21 ページをお願いいたします。

16 款、2 項県補助金、2 目民生費県補助金、2 節老人福祉費補助金といたしまして、高齢者クラブ運営費補助金といたしまして、45 万 9000 円を計上させていただいてございます。こちら、老人クラブの運営及び事業に対する県補助金で、3 分の 2 の補助になってございます。

続きまして、歳出に移らせていただきます。

予算書 45 ページをお開きください。

こちら、2 款総務費、1 項総務管理費、3 目あじさい館管理費、03 あじさい館管理事業（政策）といたしまして、管理事業の一括委託といたしまして、131 万円の増になっております。トータルで 131 万円増額の 3290 万 1000 円を計上いたしました。

続きまして、予算書 53 ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目老人福祉費、04 高齢者対策事業（政策）でございます。こちらは内容といたしまして、高齢者福祉計画策定事業委託料など計上してございますが、この中で、地域ケアシステム推進事業、先ほど社会福祉協議会に委託した表にもありまして、人件費の減額によりまして、前年度比較 535 万 6000 円の減、28.3%の減で、1355 万 8000 円を計上してございます。

続きまして、08 事業要援護高齢者等サービス事業（政策）でございますが、こちらは福祉タクシー利用料金の助成事業になってございます。その中でタクシー券を、現在 48 枚を交付しておりましたが、令和 2 年度からは 52 枚に増やしたことから、前年度比較 92 万 2000 円、18.8%の増額ということで、

583万4000円を計上しているものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、健康づくり増進課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項はございませんか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

健康づくり増進課分につきまして、川原場課長から説明させていただきます。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

一般会計、健康づくり増進課、歳入より説明に入らせていただきます。

予算書19ページをごらんください。

15款、2項、2目、3節子ども・子育て支援交付金でございます。説明欄の4段目になります乳児家庭全戸訪問事業47万6000円です。こちらは、乳児家庭全戸訪問事業について交付されるもので、全体で142万8000円を、国、県、それから市のほうで3分の1ずつ負担するものでございます。

続きまして、同じページの中段になります。

3目1節保健衛生費補助金、説明欄の2段目でございます。特定感染症検査等事業費補助金679万8000円でございます。こちらの事業につきましては、風疹の追加的対策の国庫補助分となっております。昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間の男性に対して、令和元年度から令和3年度の期間において、風疹の抗体検査、それから定期接種を行う者についての補助金でございます。

続きまして、その下でございます。

15款、2項、3目、1節保健衛生費補助金、説明欄につきましては、3段目でございます。母子保健衛生費補助金87万3000円です。こちらの事業につきましては、産後ケア事業、それから産婦健康診査事業の実施に対しての補助金となっているものでございます。

続きまして、予算書21ページのほうになります。

16款、2項、2目、5節子ども・子育て支援交付金でございます。説明欄のほうは4段目でございます。乳児家庭全戸訪問事業47万6000円、先ほどの国庫補助金と同じく、県補助金の部分についてでございます。

同じページ、下のほうになります。

3目1節保健衛生費補助金、説明欄2段目から4段目になります。健康増進事業費補助金、地域自殺対策緊急強化交付金、養育医療給付事業費補助金、3つの事業を合計で前年対比マイナス6.8%、21万5000円の減、294万4000円の見込みをしております。事業内容につきましては、主立った変更はございません。

続きまして、予算書22ページをごらんください。

16款、2項、3目、1節保健衛生費補助金、説明欄、骨髄ドナー助成費補助金7万円でございます。こちらは、令和2年度より開始を予定しております骨髄移植ドナー助成金に対しての県補助金分となっております。市町村補助金の2分の1の補助を受けるものとなっております。令和2年度は1人

分、最大7日掛ける2万円の14万円の歳出を見込んでおり、2分の1の補助額で7万円の歳入を計上しております。

続きまして、予算書25ページ、下のほうになります。

21款4項1目1節後期高齢者受託事業収入でございます。後期高齢者健診事業委託料、後期高齢者健診事業事務費、データ管理システム登録料、3つの事業合計で前年対比12.4%の増、107万4000円増、974万9000円の計上でございます。主な増減の内容としましては、後期高齢者健康診査の実施に係る委託料でありまして、受診者の増を見込んでおります。

続きまして、予算書26ページ、中段になります。

21款、5項、5目、1節保健衛生費納入金でございます。説明欄、健診・検査代等、それから養育医療利用者負担金でございます。2つの事業合計で前年対比4.5%増、554万6000円の計上をしております。各種健診等の受診者の実績に応じて、見込んだ額としております。

続きまして、予算書27ページをお願いします。

21款、5項、7目、説明欄、後期高齢者健康診査詳細項目受診料、後期高齢者医療制度特別対策補助金、2つの事業合計で前年対比136.9%増、590万円の計上となっております。こちらは、後期高齢者対象の人間ドック費用助成に対する補助金でありまして、人間ドックに係る1人当たり2万円の計上で計算しております。

続きまして、歳出の説明に入らせていただきます。

予算書57ページをお願いします。

3款、1項、6目老人医療費、説明欄下段の08後期高齢者保健事業（政策）でございます。466万1000円。事業の内容につきましては、後期高齢者の人間ドックの補助金となっております。前年比9.4%増、40万円の増でございます。

続きまして、予算書70ページをお願いします。

説明欄下段の4款、1項、1目、03献血推進事業（政策）の34万円でございます。先ほど骨髄移植ドナー助成金でご説明させていただきました。令和2年度より新たに骨髄移植ドナー助成金を計上しており、前年比70%増、14万円の増となっております。

続きまして、予算書71ページになります。

05保健関係団体等活動促進事業（政策）でございます。石岡地域市民医療懇談会負担金10万円、土浦協同病院運営支援補助金につきましては、3,000万円と昨年度と同額です。石岡地域市民医療懇談会が1万7000円増の0.1%増でございます。

続きまして、予算書72ページになります。

4款、1項、2目、04不妊治療費助成事業については、昨年度と同様、400万円となっております。

続きまして、予算書73ページとなります。

4款、1項、3目保健事業費、05健康づくり推進事業（政策）でございます。891万5000円、前年比マイナス15.2%、160万2000円の減でございます。減額の理由としまして、健康づくり増進課で行ってございました健康事業の一部につきましては、令和2年度よりウエルネスプラザの指定管理分として移行したことについて、減額となっているものでございます。

続きまして、予算書74ページになります。

4款、1項、4目予防費、04任意予防接種事業（政策）でございます。1143万9000円、任意予防接種のほうでありましたロタウイルスの接種につきましては、令和2年度の10月から法定予防接種化の移行に伴いまして、減額をしているものが主なものでございます。前年対比マイナス11.3%、145万

1000 円の減となっております。

続きまして、74 ページの下の部分になります。

4 款、1 項、5 目保健センター費でございます。説明欄、03 ウェルネスプラザ管理運営事業でございます。6106 万 7000 円の内容としましては、指定管理者への委託料、それから利用者送迎業務委託、電話設備等の借上料となっております。

続きまして、経常経費で大きく金額の変更になっているものの説明をさせていただきます。

戻っていただきまして、予算書 71 ページをお願いします。

4 款、1 項、2 目母子保健事業費、説明欄の下段のほうになります。02 母子保健事業 4729 万円でございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員、助産師の 1 名の追加、それから新たに行われます産婦健康診査 2 週間、それから 1 カ月の新規の助成の開始分、それから新生児聴覚検査の新規助成開始分、また、産後ケア事業によります宿泊型・日帰り型の委託先拡大に伴う予算措置につき、前年対比 19.2%、762 万円の増としております。

続きまして、予算書 74 ページのほうをお願いします。

4 款、1 項、4 目、説明欄の上段のほうにあります、02 法定予防接種事業でございます。1 億 1154 万 5000 円です。こちらの増額につきましては、風疹の追加的対策の抗体検査、それから予防接種、また、ロタウイルスの法定接種への移行分を計上したことにより、前年対比 24.1%の増、2167 万 6000 円の増となっております。

続きまして、同じ予算書 74 ページです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、4 目予防費、05 保健センター費でございます。02 保健センター管理事業、411 万 2000 円でございます。こちらは、千代田及び霞ヶ浦保健センターの維持管理に伴う各種の委託料、土地賃借料が主なものとなっております。前年度比マイナス 34.3%、214 万 8000 円の減でございます。減額の主な理由としましては、ウェルネスプラザの移転に伴う光熱水費、また、施設の管理等に伴う委託料等の減額によるものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

新生児の聴覚検査が新たに導入されると言ったんですが、これは 72 ページのどれを充てるのですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

新生児聴覚検査につきましては、予算書 72 ページの母子保健事業の 12 委託料の中の妊婦乳児健診委託の中に含まれています。

○佐藤文雄委員

見積もり金額はないのですか。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午後 3 時 10 分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3 時 11 分]

説明を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

新生児聴覚検査につきましては、72 万円、3,000 円掛ける 240 人分を見込んでおります。

○佐藤文雄委員

もう一つ、ウエルネスプラザの利用者送迎業務委託はどういうことですか。教えてください。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

ウエルネスプラザのほうで、妊産婦、それから小さい子どもさんを連れてくる母親の方など、自分で車等に乗って健診等に来ることが大変な方や、高齢者の方、自分で運転が出来ないような方などにも、健康教室とか介護予防教室等に参加していただけるように、また、そういう送迎を行うことで、広く参加をしていただくようなことを考えて計上させていただきました。

○佐藤文雄委員

ここに行くのは、自動車で10分ぐらいで行けるからやれとか。それから、今のデマンド型乗合タクシーを利用してやれとかということ saying いたよ。これ、今、運転できないお母さん達とか、講習を受けるのに送迎するというけれども、それはかなり条件があつて、この利用業務の委託をしたと思うけれども、この業務委託の詳細な規定はある訳だよ。そうすると、これはあるのですか、ない訳ないんですが、そういう資料はありますよ。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午後 3時14分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時19分]

答弁を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

利用者送迎業務委託につきましては、回数としまして、週に3回、約45週を見込んでおります。

健診等の内容、それから回数につきましては、指定管理者と今後、協議が必要と思われるので、そちらでやっていきたいと思ひます。

○佐藤文雄委員

積算根拠がなければおかしいじゃないですか。委託費でしょう。委託費を計上している訳だから、委託の中身。私の施政方針に対する答弁では、「各種教室等の参加者に対する送迎サービス」と言っているんですよ。聞き取れなかったけれども、一応データももらったのですが。各種教室等の参加に対する送迎サービス、一体どうやって教室に参加するときに回るのか。入って、私、ここどこに何人いて、デマンド型乗合タクシーと同じなのかどうかはよく分からないけれども、そういうルールがあつて、積算じゃないの。だから、委託というのは、ただ委託というんじゃないよ。金額が上がるんだから、根拠を示さなきゃいけないよ。何だって委託料の中身がきちんとなければ、委託費が出てこないんじゃないの。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

教室、それから健診等のほうで、利用者の送迎を想定している回数としましては、乳幼児等健診のほうで約年間60回、それから母親学級とかマタニティ教室での送迎が年間10回、また、体改善教室とか介護予防教室等での送迎で年間10回、それから指定事業とかの送迎で55回を見込んでいます。ただ、同じ日でたまに事業とかがかぶさる内容もありますので、一概に健診の数イコールというわけではないですけれども、一応、そちらの回数で見込んでいます。

○佐藤文雄委員

時間が長くなるから、委託の中身、内訳をちゃんと提出してくださいよ。だって、実際にどこにどうやって送迎するのか分からないじゃないですか。例えば、各種教室だけれども、一つの教室、「はい」

と1人が手を挙げたら、例えばその人しかいなかったら、その人一人が参加するのに送迎しに行くということになっちゃうんじゃないですか。そういうことがあるから、きちんと詳細にわたった委託の中身があるはずだよ。これをちゃんと出して下さいよ。委員長。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

それでは、後ほど提出させていただきたいと思います。

○宮嶋 謙委員

後ほどでは、採決できないと思うんですよ。だから、積算根拠があってこの数字があるわけでしょう。それを出すだけでいいんですから、すぐ出して下さいよ。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

それでは、利用者送迎業務委託のほうで、内訳としましては、運転手の人件費が270万円、車両リース72万円、燃料費15万円、賠償責任保険20万円、諸経費37万7000円、消費税41万4000円、合計456万1000円で計上させていただきました。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午後 3時24分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時25分]

○矢口龍人委員

送迎用業務委託ですけれども、今の説明だと、常備しているような印象に私、とれたんですけれども、先ほどの説明だと、事業によってお迎えに行くというような内容と、今の説明だと、運転士の給料があって、あと、車のリース料が、これは1年間の話じゃないんですかね。その辺のところ、詳しく説明いただけますか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 3時26分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時30分]

それでは、資料をお配りします。

配布漏れは、ございませんか。

説明を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

資料をお配りさせていただきましたように、また、運転手の人件費、それから車両リース、燃料費等の含みで456万1000円を計上させていただきましたものがございます。運転につきましては、計算上週3日の45週で計算はしております。内容的につきましては、指定管理者に委託する事業のものとなっております。

○佐藤文雄委員

だから、これは積算根拠が一つはわかりましたよ。でも、今言ったように、今言っていないね、あくまでも施政方針に対する答弁では、各種教室等の参加、それから今、川原場課長が言ったように健診ですか、そういう健診のときに送迎をしてもらおうというのが条件になっていると思うんです。ですから、個人的に行きたいよと言っても、これは利用できないというふうになると思うんです。ですから、そういう条件もこの送迎の条件についても、きちっとした明示があるはずですよ。その委託の中身も、後で出しておいていただけますか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

運転の業務につきましては、今後指定管理者と協議する内容となると思いますので、そちらのほうで協議してやっていきたいと思います。

○川村成二委員長

この件に対しまして、質問された矢口委員と宮嶋委員、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○設楽健夫委員

関連ですけれども、10月に指定管理者の業務仕様書がアップされていますよね。資料としても出て、私も見させてもらいましたけれども、その後、事業計画書が今の問題も含めてこのフクシ・エンタープライズとの間で詰めたものがあると思いますけれども、その事業計画書、事業概要書の仕様書の中にも責任区分ということで、これは市、これはフクシ・エンタープライズということで丸がついているような一覧表がありましたよね。そこまで書いてあるわけですから、その先の、今後4月から業務を開始するに当たって、業務計画書あるいは事業計画書があると思うけれども、あるいは案内書があると思うけれども、それを後で提出していただけますか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

設楽委員のおっしゃいました内容につきましては、行革FMとの絡みもありますので、協議して提出をしたいと思います。

○設楽健夫委員

12月の本会議当日に出てきた、今言われた資料について、私も見ようと思っっているのですが、見られないです。ですから、そのフクシ・エンタープライズがどのような形での事業をやっているのかということがわかりません。今言ったような形で著作権の問題もあるから見せられないとなったら、何を見て、フクシ・エンタープライズがどのようなサービスを今後やっていくのかということをも市民の皆さんに説明していくことは、あるいはこういう会社ですよという説明ができないです。ですから、どういうことをやるんですかと。この市に限って。ほかのところを紹介してくれと言っているわけではないという要望です。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

指定管理者との協定について、行革FMで担当して進めています。そちらと確認したいと思います。

○設楽健夫委員

私は、フクシ・エンタープライズのパンフレットも公表してくれとまでは言っていないです。4月からどういう業務をどのように行っていくのか、市は何をやるのか、福祉エンタープライズは何をやるのかという事業計画書はもうあると思うけれども、それを公表して下さいということだけです。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

ですから、その協定書を進めて契約とかをしている行革FMに確認をしてみたいと思います。

○佐藤文雄委員

日にちを忘れたのですが、最終日にこのフクシ・エンタープライズというのが初めてわかったよね。そのときに、このタブレット端末に70ページにわたってカラー刷りの資料が、ずっと出ていたのよ。私はそのときに全然読み込めなかった。読み込めるわけないよね、当日だもの。読み込んだ人もいたけれども、でも、おかしいよね。それはなくなったのですか。それが何でなくなっているのですか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

なくなったというわけではなくて、ですから、それをアップしたりしている担当がFM行政改革で

やっていますので、確認したいということを言っているのですが。それが今、こちらの担当であれば、その資料も当然ありますけれども。

○佐藤文雄委員

担当がどうのこうのではなくて、これは議会事務局も含めてだよ。アップしているじゃない。アップしたでしょ。別にあなたたちを責めているのではないよ。だって、議案を提案しているんだから。議案を提案しているんだよ。これ、議会事務局だって同じだよ。だって、アップして審議をしようとしたわけだから。それが見られない、私は初めてわかったから、見られないというのは問題じゃないかということを行っているの。今、何でそれ、アップをやめちゃったの。ダウンロードできなければ、逆にちゃんと紙ベースで、70ページにわたる紙ベースでくださいよ。これは別に、保健福祉部を責めているわけじゃないですからね、提案しているのだから。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午後 3時38分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時38分]

○議会事務局長（前島嘉美君）

ただいまの質問でございますけれども、私どもは、会議の資料として執行部からお受けいたしました、公開できるものとできないものは執行部から確認をいただいております。公開できないという判断のものは資料の掲載を省かせていただいておりますので、ご了承願いたいと思います。

○佐藤文雄委員

おかしいでしょと言っているんでしょ。

公開できないものを一瞬にタブレット端末に出て、70ページ読めるわけないでしょ。それを公開できないと今言ったら、我々は後悔先に立たずだよ。これは、ちゃんと公開する公開しないは関係ないよ。それは議案の中の付属資料ですよ。これがなければ駄目じゃないですか。だってちゃんと、川村議員は70ページ読み込んでいるんだよ。俺は読み込めなかったけれども、何で読み込まれる人がいて読み込めない人がいるんですか。ちゃんと公開して、その分をペーパーでくださいよ。

○議会事務局長（前島嘉美君）

そちらに関しては、執行部と確認をして対応させていただきたいと思います。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午後 3時40分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時40分]

○議会事務局長（前島嘉美君）

当日の会議のシステムへの資料の掲載だけでありまして、そのほかは掲載しておりませんでしたので、申し訳ありませんが、訂正させていただきます。

○川村成二委員長

続いて、説明を求めます。

○参事（木村俊夫君）

大変申しわけございません。前回、議会でご説明をさせていただきました指定管理の内容につきましては、こういった形で申請書がございます。申請書の中身を皆さんに見ていただいたわけですね。

ども、ただ、会社として戦略として持っている秘密的な部分もございますので、それを除いた部分を後で皆様方に見ていただくような形でご提出させていただきたいと思ひます。

○佐藤文雄委員

何回も言うようだけれども、当日アップしたわけでしょ。このタブレット端末に。70 ページ。私は70 ページだとはわからなかったです。川村議員が70 ページと言ったから、70 ページだろうと思ひているだけだよ。それは読めないよ、当たり前。その分は全部ちゃんとペーパーで出してくださいよ。そのことを言っているだけです。四の五の四の五の言わなくていいです。それだけ出せばいいです。それは非公開だなんて言ったら、とんでもないですよ。どうですか。

○参事（木村俊夫君）

大変申しわけございませぬ。実際に申請書は196 ページほどございませぬ。その中で、会社としての戦略としてどうしても見せられない部分もございませぬので、その部分を除いてご提出できるものを提出させていただきます。

○川村成二委員長

委員長として、議事進行を整理したいのですが、ただいま審議になっているのは、かすみがうら市と指定管理者との契約内容がどのようになっているかというのが事の発端でございませぬ。ですので、指定管理者のフクシ・エンタープライズの事業の中身を精査するのではなくて、契約としてどのような事項が契約となっているかということ整理することで、この議案については審議を進めたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○佐藤文雄委員

そういうことではなくて、今、初めてわかったから言っているんです。だって、当然こういうのは前提でこれ、議論しているんです。今回のこの議案は、12月の定例会に出された資料を基にしたこのかすみがうらウエルネスプラザの管理運営なんだから。それが消えてなくなっていたら、基本の前提にならないでしょと言うの。たまたま設楽委員が質問したから、初めてそんなのがなくなっちゃっているというのが、提案されたのがなくなっているというのが分かったんです。だから、それは提出すればいいですよ、別に。後は四の五の言わないですよ。70 ページにわたった資料、当時タブレット端末に出した資料を提出してください、はい、わかりましたと。それで解決するんですよ。

○参事（木村俊夫君）

議会に提出させていただいたときには、そういった形でご説明をさせていただいております。提出できるものとできないものがございませぬと説明をさせていただいておりますので、ご了解いただきたいと思ひます。

○川村成二委員長

提出するのですか。するかしないかを今、質問されております。

○宮嶋 謙委員

議員に秘密のものがあるとしたら、認められないですよ。その場で読み込めない資料で、あとは秘密だから、もう見せられませぬとシャットアウト。それで判断してくださいって、そんな話ではないと思ひます。もし百歩譲って審議に必要なから資料が出ていると思ひます。その中で、一般の人には知らせてほしくないというページがあるなら、その旨ハンコを押すなりして、配慮をお願いしますと提示すればいいと思ひます。でないと、議会の意味がなくなっちゃいます。見せられるところだけ見せませぬと。おいしいところだけ見せませぬと。見せたくないものは秘密ですよということだってできちゃうわけでしょ、やろうと思えば。今そうしているとは言っていないよ、やろうと思えばそ

ういうことができるということです。これは議会をちゃんと機能させるかどうか、大切な問題だと思います。だから、例えばプライバシーの問題があるとか、企業秘密の問題があるとか、一般公開できないものがあるのは理解できます。でも、それを提出して受注をしているわけでしょ。それを審査するために我々は集まっているのだから、もし、さっき言ったように議員には見せられるけれども一般には公開しないでくれというものがあれば、そういう注意をして提出すべきではないですか。

○参事（木村俊夫君）

かしこまりました。

○久松公生委員

予算書 72 ページ、母子保健事業費の 04 不妊治療費助成事業（政策）ですけれども、この補助金の中身をちょっともう少し教えてもらえればと思います。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午後 3時47分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時48分]

答弁を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

不妊治療につきましては、1件10万円、県の補助が出て、それから差し引いた残りの額が10万円以上だったら最大10万円、10万円以下だったらその最高額まで出すものでございまして、現在は男性不妊治療、それから不育治療、不妊治療の助成のほうに今現在は入っている内容でございます。

○設楽健夫委員

昨年の10月に提出されています業務仕様書に基づいてフクシ・エンタープライズと業務契約が結ばれていると思いますけれども、その契約内容と4月以降の業務計画書、この2つについて提出をお願いします。

○参事（木村俊夫君）

指定管理事業につきましては、施設の管理の内容、それと事業内容としまして指定事業、市でお願いする事業、さらには自主的にフクシ・エンタープライズでやっていただく事業という形で、現在その内容を詰めている状況でございます。実行計画、そういった形での計画書はまだ出来ておりませんので提出はできないのですが、ただ、今現在発行している健康カレンダーには、かすみがうらウエルネスプラザで行う健康づくりに関すること、介護予防に関することを行う事業を記載してございます。具体的には6月からのオープンになりますので、その時点では皆様方に周知ができるよう、現在協議を進めているといった状況でございます。

○設楽健夫委員

これ、予算書には出されていますよね。契約してるでしょ。その契約内容を示してくださいと言っているだけで、行革FMが6月から準備しているということは結構ですけれども、保健福祉部でどうなっているのか。どこが契約主体になって、かすみがうら市が契約主体になるのでしょうかけれども、予算として上がっているわけですから、その仕様書もあるはずですよ。それを出してくださいと言っているだけです。そこに書いてある内容で、こちら判断する以外ないと思う。事業計画書がまだできていないということですから。

○参事（木村俊夫君）

それにつきまして、指定管理者の募集要項がございまして、募集要項に従って募集をしていただ

いた。その中に見積もりをいただいて、その金額で契約というか指定管理者を指定しているという形ですので、それに関しての内容というのは、もう既にご説明させていただいている内容かと思います。

○設楽健夫委員

昨年の10月に業務仕様書が出されているでしょ。私もアップされているものを出力したんですけども、これに基づいて契約をしている訳でしょ。そして、見積書が出て予算にアップされているんじゃないですか。違いますか。

○参事（木村俊夫君）

私どものほうで指定管理者の募集要項に従って募集をしていただいて、そのときの申請書にございますけれども、この内容でやっていただくというような形になってございますので、先ほど来お話がありましたように、この内容についてご提出をさせていただきますので、そちらのほうを見ていただくと大丈夫だと思います。

○設楽健夫委員

その契約書、見させていただいて、それで判断させていただきたいと思います。これが出てから、検討させていただきたいと思います。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午後 3時53分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時54分]

○佐藤文雄委員

ちょっとまた気がついたけれども、6月からだよ。ということは、10か月。来年度の予算の456万1000円は、10か月分ですね。

○川村成二委員長

45週と書いてあります。

○佐藤文雄委員

ですから、10か月分ですね。どうですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

おっしゃるとおり、10か月分となります。

○参事（木村俊夫君）

すみません、答弁のほう混乱してしましまして大変申しわけないです。

6月1日のオープンではございますが、4月1日から管理のほうはお願いするような形になりますので、10か月分ではなく12か月分となります。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 3時55分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時56分]

答弁を求めます。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

指定管理委託については12か月で、利用者送迎の運転については10か月になっております。

○佐藤文雄委員

そうすると、令和2年度はこの金額だけれども、令和3年度になれば1.2倍ということになるわけ

ですね。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

計算上そうなると思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、子ども家庭課所管の予算につきまして、特に説明しておきたい事項等はございませんか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

それでは、子ども家庭課の部分につきまして、幕内課長から説明させていただきます。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

令和2年度一般会計、子ども家庭課所管の部分につきまして、ご説明をいたします。

歳入になります。

予算書15ページをお願いいたします。

13款、1項、1目、2節児童福祉費負担金、こちら前年度対比1億1393万円の減となります。主なものにつきましては、市内の公立保育所、私立保育園、市外の保育所に入所している3歳未満の児童に係る保育料となります。また、こちらには放課後児童クラブに入会する児童に係る負担金も計上しております。

続きまして、予算書18ページをお願いいたします。

15款、1項、1目、2節児童福祉費負担金、こちら前年対比3258万4000円の増となっております。内容につきましては、教育・保育給付費負担金につきまして、保育園や認定こども園における教育・保育経費に係る国負担分の増によるものでございます。

次に、3節児童扶養手当給付費負担金、こちら前年対比1358万6000円の減でございます。児童扶養手当に係る国の負担相当分、3分の1になります。

続きまして、15款、2項、2目、2節児童福祉費補助金、こちら前年対比2216万8000円の減でございます。認定こども園神立幼稚園の整備が終了したため、大幅な減額となっております。高等職業訓練促進給付金等事業費補助金につきましては、ひとり親家庭の就職支援に係る補助でありまして、国補助相当分を計上したものでございます。

続きまして、予算書19ページになります。

3節子ども・子育て支援交付金、こちら前年対比826万円の増でございます。子ども・子育て支援法に基づきました子ども・子育て支援事業計画に位置づけられた事業に対する補助金でございます。

続きまして、5節子ども・子育て支援整備交付金、こちらにつきましては民設の放課後児童クラブ改修整備に係る国の補助になっております。

続きまして、予算書20ページをお願いいたします。

16款、1項、1目民生費県負担金、2節児童福祉費負担金、こちら前年対比1777万3000円の増でございます。先ほど説明をいたしました国負担金にも計上しております、子どものための教育・保育に係る給付に対する県の負担分になります。

続きまして、予算書 21 ページになります。

16 款、2 項、2 目民生費県補助金、4 節児童福祉費補助金、こちら前年対比 1044 万 2000 円の減でございます。内容につきましては、教育認定を受け、認定子ども園に通う児童について施設の運営経費を補助する施設型給付費補助金、こちら前年対比では 1704 万 2000 円の増となっております。しかし、この項目には認定子ども園神立幼稚園の整備終了のため、大幅な減額となっております。

続きまして、5 節子ども・子育て支援交付金、こちら前年対比 826 万円の増でございます。国の補助金でも説明いたしましたが、同じ内容になります。

続きまして、6 節子ども・子育て支援整備交付金、こちらにつきましては民設の放課後児童クラブの改修整備に係る県の補助金となっております。

続きまして、予算書 26 ページになります。

21 款、5 項、7 目、1 節雑入になります。説明欄の 6 行目、公立保育所給食費 604 万 8000 円を計上してございます。こちらは保育所の副食代となっております。

続きまして、歳出になります。

予算書 58 ページをお願いいたします。

3 款、2 項、1 目児童福祉総務費、03 家庭児童相談事業（政策）につきまして、こちら前年度対比 538 万 2000 円の減となっております。内容につきましては、相談指導業務を行う会計年度任用職員の賃金、あと、母子生活支援施設入所者の退所に伴って、前年度より減額となっております。

続きまして、12 子ども・子育て支援新制度事業（政策）につきまして、こちら前年対比 238 万 3000 円の減でございます。こちらの減の理由につきましては、第 2 期子ども・子育て支援事業計画策定終了による委託費の減によるものでございます。

続きまして、予算書 59 ページをお願いいたします。

3 款、2 項、2 目児童措置費、02 児童扶養手当事業につきまして、こちら前年対比 4075 万 3000 円の減となっております。こちらにつきましては、令和元年度は支払い回数が年 3 回から、令和元年 11 月から 2 か月に 1 回の支払いになりますので、15 か月分を予算計上しております。令和 2 年からは年 6 回の支払い月になりますので、その分で減額となっております。

続きまして、予算書 60 ページから 64 ページにかけては、公立保育所の予算関係が計上してございます。こちらにつきましては、管理運営に係る経常経費になります。会計年度任用職員の費用によりまして、増額となっております。

続きまして、予算書 64 ページをお願いいたします。

4 目児童福祉施設費、03 私立保育所事業につきまして、こちら前年対比 872 万円の増額でございます。市内の私立保育園に入所している児童に対する委託料となっております。

続きまして、04 私立保育所事業（政策）につきまして、こちら前年対比 1 億 687 万 1000 円の減となっております。内容につきましては、市内の私立保育園や認定子ども園に対しての各種補助になってございます。また、神立幼稚園改築に伴う保育所等整備交付金が 8949 万 3000 円減額となっている内容でございます。

続きまして、予算書 65 ページになります。

05 認定子ども園事業につきまして、こちら前年対比 6444 万 9000 円の増額でございます。市内外の私立認定子ども園に就園している児童に係る給付金を支出する内容でございます。

続きまして、3 款、2 項、5 目児童館費、02 大塚児童館・ふれあいセンター管理運営事業は、経常経費でございますが、施設管理委託料、あと、管理運営に要する経費で、大塚ふれあいセンターの空

調設備改修工事で683万1000円を計上しております。

続きまして、予算書66ページになります。

最下段の04 稲吉児童館管理運営事業及び05 新治児童館管理運営事業につきましては、前年同内容の予算計上でございますので、省略させていただきます。

続きまして、予算書67ページになります。

02 放課後児童健全育成事業につきましては、こちら前年対比4067万7000円の増額でございます。主な内容といたしましては、公設18か所の放課後児童クラブ運営に係る経費と10月から予定しております民間委託料を予算計上した内容でございます。

続きまして、予算書68ページになります。

03 放課後児童健全育成事業（政策）につきましては、こちら前年対比3043万4000円の増でございます。内容は民間の放課後児童クラブへの運営経費及び整備の補助になっております。先ほど来言っております民間施設の老朽化による整備補助もこちらに含まれてございます。あと、千代田中地区統合小学校専用の施設設備等設計業務委託料として1120万9000円を計上しております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

予算書21ページ、ちょっとお尋ねします。県の児童福祉費補助金の関係で、民間保育所乳児等保育事業補助金と多子世帯保険料軽減補助金、このあともう1つ、3つありますね。これは県が始めた、ことに従ってやったというふうに言われているような話ですが、これはいつから始まりましたか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

ただいまお話がありましたように、こちらの事業につきましては、県の事業として始まった内容でございます。始まった時期につきましては調べないと分からず、すみません。

○佐藤文雄委員

多子世帯は、去年からだったような話です。ですから、市独自ではないと理解してよろしいですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

市独自ではございません。県費の入った事業でございます。

○佐藤文雄委員

それから、予算書26ページの公立保育所の給食費604万8000円は、公設、私立ではなくて、市立の保育園の副食費と理解してよろしいと思うのですが、何名分ですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

延べで1,344名分になります。

○設楽健夫委員

予算書68ページ、6目放課後児童健全育成事業費で、対前年度で7111万1000円となっていて、その中で千代田中地区放課後児童クラブの設計業務委託が1120万9000円になっています。これは、はっきりしているものですが、民間委託によって経費がどれだけ増加するのですか。

○川村成二委員長

ここで、暫時休憩します。 [午後 4時12分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時13分]

説明を求めます。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

ただいまの民間委託の話で言いますと公設の委託でよろしいかと思うのですが、そちらにつきましては人件費分で若干上がります。公設 18 か所の放課後児童クラブを民間委託しますと、大体 2700 万円近く上がるのかと積算しております。

○設楽健夫委員

18 放課後児童クラブで、2700 万円の経費が増加していくということですね。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

人件費分として、そのぐらい上がる計算となっております。

○設楽健夫委員

もう一つ、03 放課後児童健全育成事業（政策）の、12 節千代田中地区放課後児童クラブ施設設備等設計業務委託 1100 万円と出ていますけれども、これは義務教育学校といいますか、統合小学校の放課後児童クラブの今後の在り方についてで、教育委員会は保健福祉部の管轄ということで答弁された。これは、教育委員会及び各小学校放課後児童クラブがあると思いますけれども、その協議結果によってこの設計業務委託仕様書はできているのですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

こちらにつきましては、千代田中地区の小学校統合に合わせまして、教育委員会で私どものほうに話をしてきました。それにつきまして、令和 4 年、千代田中地区の統合小学校の開設に合わせて、こちらでもやることで、図面に落としてきましたので、協議の上、計上した内容でございます。

○設楽健夫委員

おかしいですよ。この放課後児童クラブについては、今の放課後児童クラブと 1 か所に集中するのか、あるいはスクールバスを經由して、例えば新治小放課後児童クラブ、新治児童館とか立派なものがありますけれども、そういうところにバスで移動して、放課後児童クラブそのものは小学校単位でやっていくのかという話をずっとしてきたんです。そういう協議の上で、設計委託もどうしていくのか。分散型にしていくのか集中型にしていくのかということは、全く別ですから。かすみがうら市の各小学校放課後児童クラブにおける総括にも関わってくる問題です。親が、千代田中学校のところまで遠くから迎えに行かなくてはいけない。近くの既存の小学校であれば、そこまで行けばいい。施設があれば、あるいはバスで移動するわけですから。ということで、この間さまざまやりとりをしてきたんですけれども、ここに予算という形で出ています。今後どういうふうにしていくのかについては、十分に検討していくということで答弁をいただかないと、賛成できません。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

ただいま、設楽委員からご意見いただきましたので、その辺は検討させていただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

前年度と比べて、予算書 67 から 68 ページのところ、02 放課後児童健全育成事業が 1 億 889 万 1000 円で、前年度が 6821 万 4000 円だよ。ここに 10 月から放課後児童クラブ公設公営民間委託 5850 万が計上されています。なんか、今設楽委員が質問したら 2700 万円ぐらいアップということですが、これは 10 月から始まるわけですから半年分ですよ。そうすると、1 年分になるともっとアップする。何のために委託をするのか。これは非常に疑問ですよ。どうですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

先ほどお答えしました 2000 万円近くアップするというのは、委託しますと 5850 万円出ていますが、

実際残り半年につきましては、市のほうが直接やります。そちらについては、会計年度任用職員の報酬が4300万円ほどかかっておりますので、その差額となっております。

○佐藤文雄委員

いいですよ、全体で前年、10月までは会計年度任用職員云々かんぬんでフォローアップする。その後は放課後児童クラブを5850万円で作るということになるわけでしょう。でも、前年度は公設でやっていた額は、予算6821万4000円です。令和2年度は1億889万1000円です。これ、民間は半分の10月からで、4月から9月までは会計年度任用職員で作る。大体一緒だと考えても、ずいぶんアップするじゃないですかと聞いています。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

今現在ですと、時給単価でやっておりますが、周りの調査を聞きますと、民間に移行しますとキャリア、年齢、勤務年数、あと、資格等によって少しずつ上がっていくということでございます。その辺を加味して、予算を計上している内容でございます。

○佐藤文雄委員

質問に答えていないよ。今年度の予算より令和2年度の予算が大幅に増えていることに対する説明になっていないですよ。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

現在の市役所の時給単価よりも高めに設定しております、こちらほとんどが支援員の人件費部分に係ってまいります。それで計算しますと、この数字になった次第でございます。

○宮嶋 謙委員

先ほどの千代田中地区の児童クラブの施設設備等設計業務委託の件ですけれども、千代田中地区の放課後児童クラブを本当に統合が決まっているような予算計上になっていきますけれども、いつどこでどういう形で決まったのですか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

時期につきましては、定かではないので、申しわけございません。学校教育課から令和4年開設に当たりまして、そちらのほうでやっていただきたいと話をいただいている内容でございます。

○宮嶋 謙委員

今、学校統合に関しては、統合委員会的な形で、スクールバスをどうするかとか、校歌、校章をどうするかとか、父兄の方も保護者の方も交えて、これから決まっていく内容だと思う。実際に、放課後児童クラブを今利用されている方等の意見も交えた形でどうしていきたいか、市の予算的には、こうこうだというような協議の上で決まっていくものではないですか。もし、学校教育課が既に単独で決めたということであれば、学校教育課の説明を聞きたいのですけれども、どうでしょうか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

放課後児童クラブにつきましては、学校に近いところにあるのが原則的なところもございまして、こちらに建てるという話をいただきまして、設計業務委託料を計上した次第でございます。今後については、いろいろ検討していきたいと思っております。

○宮嶋 謙委員

だから、これは正式に決まったのか決まっていないのか、ちょっとはっきりしていただきたい。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

正式と言われますとちょっと、私のほうでもお答えしづらい部分があります。FMのほうとも協議しなければならないことなのかなとは思っています。

○宮嶋 謙委員

新治児童館、あるいは志筑小学校とか恐らく建物として残るものもあると思う。そういうものを、もしかして活用したほうが地域住民にとってプラスになることも十分あると思う。まだ正式に決まっていないということであれば、決まる前にこれを執行したらえらいことになると思う。だから、決めていく工程をはっきりさせた上で、決まってから予算を執行していただかないとまずいと思いますが、万が一ひっくり返ったら、これは誰が弁償するのですか。そこら辺も含めてご答弁をお願いします。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

こちらの放課後児童クラブにつきましては、学校の開校に合わせて、図面が引かれております。そこらを見て、私たちのほうで予算を計上した内容でございます。細部につきましては、検討していく内容かとは思っておりますが、開校日がある程度決まっていますので、こちらのほうでは予算を計上した内容でございます。

○宮嶋 謙委員

正式に決まるまでは、執行してはいけないということを約束していただけますか。

○子ども家庭課長（幕内浩之君）

それでは、正式になってからに執行する形にさせていただきたいと思っております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩します。 [午後 4時26分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時27分]

これより、議案第12号について、討論を行います。

討論は、ございませんか。

○佐藤文雄委員

あまり反対の中身が多くて、どうしようかなと思っているぐらいです。今日も議論していたら、本当に問題が多いなと思っております。

1つは、新たな広域ごみ処理施設建設は無駄遣いだと、現有施設を有効に使えば十分だと。特に霞台厚生施設組合の負担金4億3300万円ぐらいが増額になる。私は解体するよりも、現有施設を使ったほうが良いという立場でございます。

それと、これは国の政策ですけれども、いわゆるマイナンバーカードですか。これが国民の血税を使って1人5,000円の餌をつけて普及を図ると。今日審議の中で分かったんですが、令和3年度までに7割のマイナンバーカードをつくるようにという指示があったそうです。とてもこんなことは不可能だと。逆に当市の実務、手間が余計増えることになるのではないかなと思います。

それから、交流センターですが、これはどんどん事業を拡大しています。歩崎浮棧橋、今度は古民家。これは本当に採算ベースの計画書が出ているかという、計画書が出ていない。そういう意味では、採算無視の中身じゃないかなと思います。

それから、スマートインターチェンジです。私は石岡・千代田インターチェンジで十分だという立場でございます。

それから、今かすみがうらウエルネスプラザの管理・運営の問題です。指定管理者の指定には、私は反対をいたしました。何で、公設でできないのか、今でもわかりません。加えて、今日の議論で分かりましたように、送迎については別途この管理者に任せるということになりますよね。そういう点で、本当にそれでいいのかなと思います。

それから、子育てですが、いろいろ私が施政方針で市長に問いましたが、今日もちょっと話しましたけれども、独自政策じゃなくて県がやった、県にただ追随しているだけの子育て支援になっている。独自の子育て支援というのが今必要だと思います。

最後に、教育の問題は、私は少人数学級のほうが、教育の根本原理だと思っております。霞ヶ浦地区の小学校統廃合、中学校も含めて、私は反対をしております。基本的には、この千代田中地区の統合小学校に、24億円もかけて本当に施設一体型の義務教育が必要なかどうかということは、疑問だということです。賛成はなかなかできない。

以上、るる述べましたが、これまでの審議の中を少しまとめて、本議会でまた反対討論をしたいと思えます。

○設楽健夫委員

議案審査の中で、様々な事柄が確認されていったと思います。市長を初め執行部の方々におかれましては、委員長の会議録等を参考にさせていただきながら、執行に当たっては様々な条件が付けられたと同じような内容もありますので、慎重に進めていっていただくことをお願いしたい。私は、賛成意見ということでさせていただきたい。

○川村成二委員長

ほかに、討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり、可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、本案は、可決すべきものと決定いたしました。

ここで、暫時休憩します。 [午後 4時33分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時33分]

次に、議案第15号 令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計予算を議題といたします。

特に説明しておきたい事項等はございませんか。

○保健福祉部長（寺田茂孝君）

議案第15号 令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計予算につきまして、介護長寿課、齋藤課長より説明いたします。

○川村成二委員長

説明を求めます。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

予算書 157 ページになります。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36 億 2900 万円とするものです。

歳出ですが、前年度と比較いたしまして、保険給付費の 1 億 1932 万 6000 円、3.6%、地域支援事業 1983 万 5000 円、22.4%増など、全体で 1 億 4400 万円、4.1%の増となっております。

歳入でございますが、予算書 165 ページをお開きください。

こちら、1 款保険料、1 項介護保険料、1 目第 1 号被保険者保険料は、前年度比較 2,000 万円、2.6%の増額になってございます。全体で 8 億円を計上している内容でございます。

ほかの歳入につきましては、それぞれ国の負担金で、介護給付費であれば施設費の 15%、その他は 20%相当という内容の収入を見込んでございます。

続きまして、歳出について、予算書 170 ページの上段をお願いいたします。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費、2 目介護認定調査等費、02 認定調査事業（政策）につきましては、会計年度任用職員の報酬になってございます。3 名分になってございます。

続きまして、予算書 171 ページの中段をお願いいたします。

2 款保険給付費、5 項市町村特別給付費、1 目市町村特別給付費、02 市町村特別給付費事業（政策）は、要介護 1 から 5 で、常時おむつをされている在宅の方に、おむつの費用を補助するものでございます。上限は購入費の 9 割、上限は 5,000 円になってございます。また、理美容は 2 か月に 1 回 2,000 円を上限で支給している内容でございます。前年度比較 50 万円、3.7%増額の 1,400 万円を計上させていただきました。

続きまして、予算書 175 ページをお願いいたします。

5 款介護サービス事業、1 項新予防給付費事業費、1 目新予防給付ケアマネジメント事業費、03 新予防給付ケアマネジメント事業（政策）につきましても、主任介護専門員 2 名、介護支援専門員 2 名の報酬等になってございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

予算書 165 ページの介護給付費調整交付金が、前年度と比べてどうなっていますか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

介護給付費調整交付金につきましては、1336 万 2000 円の 8.9%の減額になっておりまして、1 億 3696 万 8000 円を計上しております。前年度より 8.9%の減額で計上させていただいております。

○佐藤文雄委員

だから、何で大幅に減ったのですか。介護給付費調整交付金は、令和元年度は 1 億 4826 万 8000 円ですよ。令和 2 年度は 1 億 3509 万 9000 円ですよ。何ですか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

こちら介護給付費調整交付金なので、後期高齢者の人数が少なくなったことで、減っている内容でございます。

○佐藤文雄委員

後期高齢者の人数が減った。後期高齢者の人数は増えているじゃないですか。後期高齢者の人数が減ったというのは、逆に今、介護の認定する人は別にして、65 歳が第 1 号被保険者になるわけでしょ

う。75歳以上の人が後期高齢者ですよ。いわゆる75歳以上の人が減ったというのは、75歳以上の亡くなった方が多いということですか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

先ほど言いました、なぜ下がったかという内容でございますが、例年係数、こちら法定ですと0.5%になっておりますが、調整が国から来まして、0.5%からそれぞれ0.8%を掛けた数字を計上させていただいた内容になります。

○佐藤文雄委員

国からこれは指示されているのですか。この介護給付費調整交付金は、25のうちの5%が調整交付金ですよ。その5%は政府の算定というか、裁量で決められちゃうと。その根拠は全く示されていないということでしょうか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

国に予算の見積りで今年は幾らぐらいになると、事業費の計をお出しして、その中で示される金額ということで認識しております。

○佐藤文雄委員

いいです。次に移ります。

予算書167ページの低所得者保険料軽減分繰入金がありますね。いわゆる前年度予算と比べると、大きく変わっていますよね。前年度が586万円です。今度は、令和2年度では2617万1000円になっています。これはどういう中身ですか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

こちらにつきましては、消費税が上がった関係で0.45の方は0.375とか、1段階、2段階、3段階の方、低所得の方、非課税の方を対象に減額した分の繰入金となっております。

○佐藤文雄委員

ですから、ちゃんと正確におっしゃっていただきたいです。第1段階の人が0.45から0.3になった。第2段階の人が0.75から0.5になった。第3段階の人が0.75から0.7になったということですね。1段階、2段階、3段階は、低所得者の方ですね。ですから、1段階の人、2段階の人、3段階の人が、それぞれ何人いるのか。どれだけ軽減されたのか。結果がこうなったんじゃないですか。そういう積算はしておりませんか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

第1段階の方が1,800人、第2段階の方が720人、第3段階の方670人、計で3,190人の方の減額分を繰り入れるという内容でございます。

○佐藤文雄委員

やはり、そういう積算根拠を示していただきたいと思います。

それと、それぞれ大きく変わっている中身について、歳入については、保険料が2.6%ぐらいの増ぐらいですね。だから、歳出を見てもみますと、介護サービス諸費が大幅に増えていますよね。介護サービス等諸費1億1800万円、4.1%の増ですね。これはどういう中身か教えていただけますか。

○川村成二委員長

暫時休憩します。 [午後 4時47分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時49分]

説明を求めます。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

2款、1項、1目の居宅介護サービス等給費費と2目施設介護サービス等給付費になってございます。こちらは居宅介護、ホームヘルパー、デイサービスとか、介護のサービスの計画を立てる給付費、事業者には金額を計上してございます。また、2目の施設介護サービス等給付費は、4070万円増額してございますが、こちらは介護施設に入所されている方の施設の負担金でございます。

○佐藤文雄委員

だから、これ大幅に上がっているところは、居宅サービス、施設サービス、両方とも増えているわけですよ。ここを言っているわけですよ。29億9900万円は、居宅サービスと施設介護サービス、これが前年度は28億8100万円ですよ。その差額が1億1800万円になっているわけですよ。これ随分増えているでしょ。何かあるんじゃないですか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

こちらにつきましては、例年の伸びを見込みまして計上した内容でございます。

○佐藤文雄委員

平成30年度の実績ですか。それとも、まだ令和元年度ですから、まだ分かりませんよね。平成30年度の実績に基づいて、これをつくったということですね。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

はい、そのようになります。

○佐藤文雄委員

だから、そういうふうに平成30年度の実績に基づいてつくってこういう結果になりましたとおっしゃってください。それから、大幅にほかにも増えているところがありますよね。例えば、包括支援事業・任意事業費、地域支援事業費の一部ですが、前年度の予算と比べると、大幅に増えていますよね。46.3%アップですよ。これは分かりますか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

こちらは、02地域包括支援センター運営事業で増額になってございます。こちらは、かすみがうらウエルネスプラザに移転する関係もございまして、新規に公用車を購入させていただく内容も含まれて、増額になってございます。また、来年度は新たに地域包括支援センターを開設する準備金ということで100万円ほど計上させていただいて、増額になってございます。

○佐藤文雄委員

公用車を買うのは440万円でしたね。あとは、地域包括支援センター開設準備のための100万円ですね。これだけだと思いますけれども、440万円ということは、車何台分ですか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

公用車は、4台を購入させていただく予定になってございます。

○佐藤文雄委員

これまで4台も必要だったんですか。これはなぜ4台必要になったのでしょうか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

地域包括支援センターでは、介護マネジメント、予防対象者の方のご自宅に訪問してケアプランを立てているわけですが、今の公用車利用は、千代田庁舎で管理する公用車を借りて補っていたわけです。今度かすみがうらウエルネスプラザに移転することによって、この車が借りられない状況が発生します。ケアプランを立てる方が4名おられますので、車が4台必要になるということでございます。

○佐藤文雄委員

いろいろ何か経費が増えてしまうような感じがなきにしもあらずですが、今回基金の積立ての残高はどのくらいありますか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

今基金の積立金は、2億7700万円ほどございます。

○佐藤文雄委員

来年度で第7期が終わるんですね。令和3年以降が新たな第8期の介護保険の制度になると思うのですが、前回の残高と比べると、今回は残高を比較したら、改善していますか。積立金は多くなっているんじゃないですか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

基金の残高は、今のほうが多い状況でございます。

○佐藤文雄委員

あと、介護保険料がいろいろ軽減されているところがあります。ちょっと決算審査のときにおかしいなと思ったんですが、年金が年額18万未満の方は普通徴収になりますよね。それ以上の方は特別徴収、いわゆる年金から天引きされることになるんですが、普通徴収の方がかなり激減していると言われています。今回はどのような状況で、これを積算していますか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

人数は、やはり普通徴収は1,000人規模の方を見込んで計上してございます。全体で1万2450人ぐらいの第1号被保険者がいるわけですが、その中で普通徴収の方は1,000人前後で推移しているものでございます。そういう中で計上させていただきました。

○設楽健夫委員

最初に、予算書174ページの地域包括支援センター費で、地域包括センター開設準備委託料が100万円と記載されています。これに係ることになると思いますけれども、162ページに、債務負担行為で地域包括支援センター業務委託、令和3年度から令和5年度までということは、これ第8期から3、4、5、9、10期までの債務負担行為ということで、ここに示されているんですか。この件について、理由についてちょっと説明していただけますか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

この債務負担行為につきましては、今年開設準備金をいただきまして、プロポーザルで業者を決めていく中で、その業者でおおむね2000万円近く、一施設を造るのに掛かるであろうということで、こちらは地域包括支援センターの業務の委託ということで債務負担行為を3年間させていただいて、計画はちょうど3年ですけれども、その債務負担行為ではございません。

○設楽健夫委員

この地域包括支援センターの運営は、現在は社会福祉協議会が行っているのではないですか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

今現在、地域包括支援センターを運営しているものは、ご存じのとおり、保健センターの跡地にあります、かすみがうら市地域包括支援センターの職員がやっております。

○設楽健夫委員

今相談しているというプロポーザルの話がありましたけれども、社会福祉協議会も含めてかすみがうらウエルネスプラザのほうに移りますけれども、先ほどから話をしていますエンタープライズと話をしているのですか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

こちらは、エンタープライズとは、お話してございません。

○設楽健夫委員

今の地域包括支援センターの経費と委託していこうとしている比較表が、先ほども相当額の金額が増えていきますから、これは一般質問の中でも市の財政が非常に厳しい状況にあると。財政方針書の中にも、削減していくという順位まで書かれている状況ですから、そこで1000万円だ2000万円だと増えていったならば、どういうことになっていくのか。そういうことも危惧されますので、その比較表をしっかりと出していただけますか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

こちら計算をさせていただきます、お出ししたいと思います。

○宮嶋 謙委員

一般質問の中でもちょっと触れましたけれども、デマンド型乗合タクシーの利用者のうち、要支援、要介護の方の分の移動サービスについて、介護保険特別会計から市町村特別給付という形で条例化すれば支出ができるということは、県のほうでお話伺ってきました。そういう形で移動サービスを実施すべきでないかなと思うんですね。先ほど基金のお話も出ましたけれども、順調に積み上がっているような状況にありますので、それをすることによって、例えば利用者負担の分を補填してあげるとか、あるいは地域公共交通会議の負担分を幾らか協力するとかですね。いずれにしても、利用者負担分を助成してあげれば、一般財源で入れている福祉タクシーの利用が、デマンド型乗合タクシーのほうにシフトしてきて、そっちの経費分が削られるというやりくりもできると思う。どうしても福祉タクシーでなくちゃいけないという方も当然いると思うのですが、いずれにしても、この特別会計のほうで支出が可能であるということでもありますので、この予算に入っていないと思うのですが、今後協議して前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

宮嶋委員が県で聞き取りをされたということで聞いておりました。それで、今こういうタクシーを介護保険特別会計でやる事例というのが余り多くないという状況もご存じかと思います。今、かすみがうら市ではこういう話題がありますので、議員の方々にお知恵を借りてやっていく部分もあろうかと思っております。この介護保険特別会計で適用するのは、給付という形になりますので、若干うまくその制度に乗るかどうかは分かりませんが、検討はさせていただきますと思います。

○設楽健夫委員

土浦市は、乗合タクシーを福祉部が運営しているんです。県との調整、近隣市等も含めて、今の答弁がありましたけれども、よく検討していただきたいと思います。

○介護長寿課長（齋藤正通君）

こちら庁舎内でも、この部分は政策経営課でもやってございますので、お話を伺いながら調整といえますか、良い方向に行ければと思っております。

○川村成二委員長

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

討論は、ございませんか。

○佐藤文雄委員

介護保険特別会計、経年度も含めてずっと見てまいりました。やはり介護保険第7期のときに、私は介護保険料をあと少なくとも100円は下げられると話しました。それが実際にこれを見てみますと、十分にそれが可能だったと思われまふ。何しろ全部天引きですから。1割の方は普通徴収であっても、ほとんどの人は天引きされる。手元にお金なくなる状況でございます。そういう意味では、もっともっと下げることができたという私は指摘したとおりになったんじゃないかなと思います。この予算について、どうのこうのということは、今のところは判断できませんが、いずれにしても、本来の介護保険というのは、これまでの基金については、全て次年度の保険料に還元をするということが原則だったと思います。とりあえず今回のこの予算については、私は承認をしたいと思ひます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

本案は、原案のとおり、可決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

それでは、ここで、執行部の方には、退席をお願いいたします。

ここで、暫時休憩します。 [午後 5時08分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 5時09分]

お諮りいたします。

委員会会議録作成の件ですが、委員長に一任いただきたいと存じますが、これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、そのようにさせていただきます。

以上で、本委員会に付託されました議案等の審査は全て終了いたしました。

そのほか、委員の皆様から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、私のほうから、皆様には今回の審査に関しましてご協力をいただき、スムーズな進行ができました。また、進行に当たっては、委員長の不手際もありましたこと、おわび申し上げます。今回の審査のご協力に対し、改めて感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和2年第1回定例会議案審査特別委員会を閉会いたします。

大変、ご苦労さまでした。

閉 会 午後 5時09分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和2年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 川村成二